京丹後市男女共同参画計画＜後期＞

男女でともに奏でよう　まちづくりのハーモニー

デュエットプラン21

京　丹　後　市

京丹後市男女共同参画計画　目次

第１部　序　論 ……1
　１　策定の趣旨　２
　２　策定の背景　２
　３　計画の位置づけ　３
　４　計画の期間　３
　５　現行計画における取組みの成果と課題　４
第２部　計　画 …… ９
　序　章　計画の理念 ……１０
　第１章　男女がともに参画するまちづくり ……１４

1	ともにつくるまち（まちづくりにおける男女共同参画の推進）	16
2	ともに働くまち（職場等での男女共同参画の促進）	18
3	ともに暮らすまち（家庭・地域社会での男女共同参画の促進）	20
4	ともに能力を高めあうまち（女性の能力開発）	21
5	ともに人生を楽しめるまち（労働環境の整備）	23

　第２章　人権の尊重と、あらゆる暴力の根絶 ……２５

1	語り合えるまち（ドメスティック・バイオレンスの防止）	26
2	応援し合えるまち（被害者の保護・自立支援の体制整備）	27
3	配慮し合えるまち（メディアにおける人権尊重の推進）	29
4	尊重し合えるまち（生命の尊さや心身の健康についての理解普及）	30

　第３章　生涯を通じた健康と生活基盤の安定 ……３１

1	健康で安心なまち（生涯にわたる健康づくりの充実）	32
2	子育ても安心なまち（子育て支援体制の充実）	34
3	老後も安心なまち（介護支援体制の充実・高齢者の支援）	36
4	ひとり親も安心なまち（ひとり親家庭等の自立支援）	38
5	障害者も安心なまち（障害のある人たちの自立支援）	39

　第４章　男女共同参画についての理解の促進 ……４１

1	身近なことから学ぶまち（男女共同参画の啓発・情報提供）	41
2	幼い頃から学ぶまち（学校教育・保育の推進）	43
3	大人こそ学ぶまち（社会教育の推進）	45
4	国際的視野に立ったまち（国際理解の啓発）	46

　第５章　総合的な取組みの推進 ……４７

1	新たな視点でまちづくり（推進体制の強化と施策の推進）	47
2	相談できるまちづくり（男女共同参画に関する相談体制の充実）	48
3	交流が活発なまちづくり（交流促進・コミュニティ育成）	49

参　考　資　料 ……５１

第1部　序　論

1　策定の趣旨

男女共同参画社会※の実現に向けた取組みは、世界中の国々において長い年月を経て今日に至るまで様々な努力が重ねられてきました。

我が国においても、日本国憲法で個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組みが進められています。「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約※」が批准されたことを契機とし、「男女共同参画社会基本法※」や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律※」が制定され、近年では、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章※」が策定されるなど、新たな展開もみられました。

しかし、これらの取組みを経ても、日本の男女共同参画の状況はまだ道半ばであり、男女それぞれの自由な選択や活動を制約する要因となっている意識や慣行も根強く残るなど、多くの課題が残されているのが現状です。

また、厳しい経済・雇用情勢が晩婚・非婚化、少子化の一因となり、平均寿命の伸長による高齢化や生活様式の多様化と相俟って、社会を取り巻く環境は大きく変わってきています。これらの変化に対応し、男女の多様な視点を活かし、将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活力ある社会を構築するため、あらゆる分野での女性の参画促進が強く求められています。

本市では、平成１８年３月に「京丹後市男女共同参画計画　デュエットプラン２１」を策定し、男女がともに輝き個性と能力を十分に発揮することができるまちをめざして取組みを進めてきました。策定から５年間が経過し、重点目標のひとつとして掲げていた「京丹後市男女共同参画条例」の制定と併せ、条例の基本理念を尊重しながら社会情勢の変化や進捗状況に応じた計画の見直しを行い、継続性を維持しつつ総合的かつ効果的に施策を推進していきます。

※　男女共同参画社会：男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮できる社会。

※　女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約：昭和５４年に国連で採択され、日本は昭和６０年に批准した。あらゆる分野における性差別を撤廃するために法律などを制定し、既存の法律、慣習などを修正又は廃止することなどを定めている。

※　男女共同参画社会基本法：平成１１年に制定され、５つの柱からなる政府の基本的な考え方と、行政と住民それぞれが果たすべき役割を定めている。また、男女共同参画社会の実現を国の最重要課題と位置づけている。

※　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律：平成１３年制定。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする。

※　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章：平成１９年に制定され、様々な取組みが進められている。ワーク・ライフ・バランスとは、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

2　策定の背景

古代丹後では、女性首長墓系列の大谷古墳（大宮町）に見られるように、全国でも数少ない女性を中心とした地域社会が形成されていました。また、近世から現代にかけては、女性が基盤産業である丹後ちりめんの担い手となるなど、地域社会において重要な役割を果たしてきました。このような歴史的背景のある丹後地域で、平成１６年４月に京丹後市は誕生しました。

本市を取り巻く状況としては、総人口の減少傾向や、少子高齢化の進行などがあげられます。特に高齢化は顕著で、平成 １７年の国勢調査結果によると老年人口は２８.０％（平成２２年

４月１日現在住民基本台帳では、２９．８％）に達しています。また、全国や京都府と比較して働く女性の割合が高いこと、出産・育児後の世代でもその労働力率※が高いことなどの特徴があります。

このような背景から、男性も女性も、仕事と家庭生活を両立しながら安心して暮らすことができ、それぞれの力を十分に発揮できるまちづくりを実現することは、京丹後市の活力ある未来を拓く上でも重要な課題といえます。

※　労働力率：国勢調査において、１５歳以上人口に占める労働力人口の割合。労働力人口とは就業人口と完全失業者の合計。

3　計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」に定められた市町村男女共同参画計画として位置づけます。また、国の「第３次男女共同参画基本計画」、京都府における「京都府男女共同参画推進条例」及び「ＫＹＯのあけぼのプラン（第３次）」を踏まえ、本市の「京丹後市男女共同参画条例」に基づき、「第１次京丹後市総合計画」などの上位計画、関連計画との整合性を図りつつ、「京丹後市男女共同参画計画（後期）」として策定するものです。

策定にあたっては、総合的、計画的かつ効果的に施策を推進するため、基本施策とともに、具体的な指標を示した重点目標と市民の目標を掲げています。

4　計画の期間

計画の期間を平成１８年度から平成２７年度までの１０年間としており、中間年度（平成２２年度）を迎えて見直しを行いました。「京丹後市男女共同参画条例」の基本理念を尊重し、目標年度に向けて一層実効性の高い取組みを行なうため、継続性を維持し当初の「基本目標」２１項目に沿った構成とし、「基本施策」「重点目標」「市民の目標」について加除・修正を行ったものです。制度変更や目標達成などにともない、４０項目の「重点目標」のうち、１４項目について目標数値を修正（うち２項目は文言も変更）、１７項目について見直しや文言の変更を行いました。

策定にあたり、市内各種団体関係者や有識者で構成する男女共同参画審議会に諮問し、様々な立場からの意見をいただきました。また、市民の男女共同参画に関する意識や実態を把握するために住民意識調査を実施し、計画見直しの資料として活用しました。

【図表】

図１　人口と少子高齢化の状況（Ｐ56）
図２　女性の労働力率（Ｐ56）
図３　女性の年齢階級別就業率（Ｐ56）

5 現行計画における取組みの成果と課題

１ 「京丹後市男女共同参画計画　デュエットプラン２１」策定後の状況

（１）国の取組み

国においては、平成１１年に男女共同参画基本法が施行、１２年には「男女共同参画基本計画」が策定され、「男女共同参画基本計画（第２次）」（１７年策定）を経て、２２年１２月には「第３次男女共同参画基本計画」が策定されました。

この間の国の主な取組みとして、女性の参画促進に関しては、「女性のチャレンジ支援策の推進について」（１５年、男女共同参画推進本部決定）の中で「２０２０年３０％※」の目標が明記され、この目標達成のための「女性の参加加速プログラム」（２０年、同本部決定）が策定されています。

仕事と生活の調和の推進、仕事と子育ての両立支援等に関しては、少子化社会対策基本法（１５年施行）、次世代育成支援対策推進法（１５年施行、２０年改正）、育児・介護休業法の改正（１３年、１６年、２１年）など、法制度が整備されてきました。１９年には、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

女性に対する暴力の根絶や人権侵害対策に関しては、１３年に配偶者暴力防止法が施行され、その後、配偶者からの暴力の定義の拡大、保護命令制度の拡充、国と地方公共団体の被害者の自立支援を含む保護の責務の明確化等の改正（１６年、１９年）が行われています。また、男女雇用機会均等法の改正（１８年）により、セクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）について、男女双方の労働者が対象となるなど対策が強化されました。

※　２０２０年３０％：「社会のあらゆる分野において、２０２０年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも３０％程度になるように期待する」という目標。

（２）京都府の取組み

「新ＫＹＯのあけぼのプランー京都府男女共同参画計画ー」（計画期間：１３～２２年度）が策定されていますが、１６年度には男女共同参画推進に関する基本理念、府、府民及び事業者の責務や府の基本的な施策などを定めた京都府男女共同参画推進条例が施行されています。

また、１８年度には、プラン策定後の社会情勢の変化に対応し、条例と国の「男女共同参画基本計画（第２次）」との整合性にも配慮した「新ＫＹＯのあけぼのプラン後期施策」が策定され、「新ＫＹＯのあけぼのプラン」の計画期間の終了に伴い、２３年度からの「ＫＹＯのあけぼのプラン（第３次）」が策定されています。

（３）京丹後市の取組み経過

新市合併後の１６年には、計画策定の基礎資料とするため「男女共同参画社会に関する住民意識調査」を実施し、１７年度に「京丹後市男女共同参画審議会」を設置して「京丹

後市男女共同参画計画　デュエットプラン２１」の策定を行っています。

①　男女がともに参画するまちづくり

１９年度には、女性団体からの要望により、男女共同参画活動等にかかる企画・立案のため、女性が気軽に集える場所として「京丹後市女性センター」を丹後庁舎２階に開設しました。

２２年度には、男女共同参画セミナーの一環として、国の内閣府アドバイザー派遣事業を活用し、女性のまちづくり参画に関する講演会を開催しています。

②　人権の尊重と、あらゆる暴力の根絶

１７年度には、ドメスティック・バイオレンスやセクシャル・ハラスメントなど女性が抱える様々な悩みや問題の解決を支援するため、女性専門のフェミニストカウンセラーによる女性相談を毎月１回開設し、１８年度からは毎月２回の開設と拡充しています。

１８年度には、女性問題に対する身近なアドバイザー養成を目的に「女性問題アドバイザー養成講座」を開講し、現在まで２５人を対象に研修を継続しており、近い将来からアドバイザー相談を開設する計画です。

１８～１９年度には、京都府との共催により「京都府ＤＶ被害者支援グループカウンセリングー北部会場ー」を開催しました。

２２年度には、市職員の研修としても位置付け、ＤＶ講演会を開催しました。

③　生涯を通じた健康と生活基盤の安定

少子高齢化が進行する中、男女がともに健康で、仕事と育児や介護を両立し、安心して子どもを産み育てられる社会をめざすとともに、ひとり親や障害のある人など、多様な立場にある人たちも社会参画できるまちをめざして、様々な取組みを行っています。

健康支援については、市民が健康診査を受診しやすい体制に配慮し、がん検診等の受診率が上昇しました。子育て支援については、延長保育や低年齢児保育の充実、放課後児童クラブの拡充、高齢者支援については介護予防の推進や、利用者及び家族のニーズに応じたサービスを提供し、介護支援体制の充実を図りました。

ひとり親支援については、交流会の他に技能習得講習としてパソコン研修会などを開催し、障害者支援については、福祉サービスの充実、また作業所などと連携して雇用や社会参加の促進を図りました。

④　男女平等をめぐる意識改革

１７年度から、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発を目的に男女共同参画セミナーを開催しています。主に女性の能力開発や意識啓発を目的として、１７～１９年度には各３講座、２０～２１年度には２講座を開催しましたが、２０年度からは「男性の料理教室」も開催し、男性向けの意識啓発も行っています。

女性団体代表者を対象に、１７～２２年度にかけて「日本女性会議」への参加を行い、全国の女性との交流により男女共同参画意識の高揚に努めています。

２１年度には、女性団体間での情報提供、男女共同参画セミナーや啓発イベントの企

画・運営を目的とする組織に参加していた７団体により「京丹後市女性連絡協議会」が設立されました。この協議会では、２１年度から「女性フェスティバル」の企画・開催を行っています。（２２年度は「人権のつどい」と共催）
この他、京都府との連携による「ＫＹＯのあけぼの大学」、「ＫＹＯのあけぼのフェスティバル」や「丹後わくわくスポットきらめき事業」への参加も積極的に行っています。
また、「京都府女性の船」についても、本市からは毎年多くの参加実績をあげています。

⑤　総合的な取組みの推進

２２年度は「京丹後市男女共同参画計画　デュエットプラン２１」の中間年にあたり、後期計画の策定と「京丹後市男女共同参画条例」の制定のための取り組みの推進を行いました。

２「京丹後市男女共同参画計画　デュエットプラン２１」の取組みの成果

５年間の取組みによる市民への啓発結果を検証し、重点施策見直しの基礎資料とするため、２２年４月に「男女共同参画社会に向けての意識調査」を行い、前回の１６年に実施した調査結果との比較・分析を行いました。

男女平等の現状については、社会通念や日本全体、家庭、職場において依然として男性が優遇されているという回答が多くなっており、女性のほうが不平等感を感じている傾向は変わっていませんが、前回調査と比較して、全般に男女平等の意識は高まっています。

【図表】

意識調査結果　各分野における男女の地位の平等感（Ｐ52）
（全国との比較、平成 16 年と 22 年との比較）
図 21　意識調査結果　各分野における男女の地位の平等感（Ｐ67）

また、「京丹後市男女共同参画計画　デュエットプラン２１」では、４０項目の重点目標を設定しており、その進捗状況を検証すると、目標を達成した項目が１８項目（４５％）となっています。

重点項目を個別にみると、この間に取組みが進んだ主なものは以下のとおりです。

■性と出産に関する健康・権利の理念内容を含む学習を行う保健事業の年間開催回数
H16（－）　→　H21（8 回）
■乳がん検診の受診率の向上　H16（18%）→　H21（48.3%）
■子宮がん検診の受診率の向上　H16（17%）→　H21（42.2%）
■低年齢児の保育拡大　H16（265 人）→　H21（326 人）
■放課後児童クラブの拡充　H16（3 ヶ所 65 人）→　H21（11 ヶ所 371 人）
■介護保険密着型サービス拠点数　H16（4 ヶ所）→　H21（16 ヶ所）
■グループホーム・ケアホーム設置数　H16（1 ヶ所）→　H21（6 ヶ所）
■男女共同参画セミナーの開催　H16（3 回）→　H21（6 回）

■国際交流・協力事業　　H16（0 回）→　H21（7 回）

一方で、市職員の管理職への女性登用促進、審議会等における女性委員比率、市内事業所・学校・幼稚園教職員・保育所職員への啓発などは特に活動成果が不十分であり、目標達成を目指して今後も引き続き取り組んでいく必要があります。

３ 社会情勢の変化による新たな課題等

① 全国的に厳しい経済･雇用情勢のなかで、貧困等による生活困難者が増加しています。また、低収入や不安定雇用の若者の増加が晩婚・非婚化や少子化の一因となっていると考えられ、こうした問題の早期の解決が必要です。

② 少子高齢化が進むなかで、仕事と子育ての両立に加え、仕事と介護との両立が大きな課題となっています。

③ 住民意識調査結果では、「男女共同参画社会の実現に必要なこと」について、「保育や介護サービスの充実」がもっとも多い回答となっています。安心して子どもを産み、育てることができ、高齢者介護などと仕事を両立しながら安定した生活基盤を築けるよう、子育てや介護の支援体制を充実させていくことが必要です。

④ 男女共同参画セミナーなど、啓発事業の参加者はほとんどが女性ですが、従来から若い女性や男性の参加者が少ない傾向にあります。すべての年代への一層の意識啓発を進めていくために、事業の開催形式やテーマを工夫していく必要があります。

⑤ 行政の施策だけで意識の高揚を図ることは困難だと考えられるため、教育現場における子どもの発達段階に応じた意識啓発の実施、事業所や地域社会、各種団体との連携による意識啓発の工夫の必要があります。加えて、男女共同参画社会の実現のためには、行政と市民等が基本理念を共有し協働の取組みを進める必要があります。

第２部　計　画

序　章　　計画の理念

基本理念

「男女共同参画社会基本法」によると、男女共同参画社会の実現は「２１世紀の我が国社会を決定する最重要課題」として位置づけられています。また、その目的として、「男女の人権の尊重」と「豊かで活力ある社会の実現」をめざしています。

京丹後市では、平成２０年４月に「京丹後市まちづくり基本条例」を制定し、市政運営の基本として、まちづくりに関する市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、国籍、性別、年齢、またその人のおかれた社会・経済的環境等にかかわらず、様々な主体がまちづくりに果たす役割を重視して、権利の保障と拡充に努めることとしています。

また、「京丹後市総合計画」では、２１世紀の成熟した社会において、市民の価値観が多様化する中で魅力ある地域を築くため、市民がともにつながりを深め合う、市民主体のパートナーシップ※都市をめざしています。

こうしたなか、京丹後市のまちづくりにおいては、男女がともに誇りをもち、お互いを尊びいつくしみ合いながら社会のあらゆる分野で対等に参画し、人生をより豊かで充実したものへと高めていけるよう、環境整備や気運づくりを図ります。また、これによって男女がともにまちづくりのハーモニーを奏で、京丹後市の活力を高めていくことをめざします。

このため、京丹後市男女共同参画計画の基本理念を、次のように掲げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

男女でともに奏でよう　まちづくりのハーモニー

デュエットプラン21

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

※　デュエットプラン２１は本計画の基本目標が２１項目であること、また２１世紀という意味も表しています。

※　パートナーシップ：お互いを自立した存在として認め合い、対等な立場で連携・協力し合う関係。市民と行政のパートナーシップの他に、男女のパートナーシップ、国同士のパートナーシップなどがいわれている。

基本方向

本計画では、基本方向として次の４つの柱に基づいて各分野の施策を展開します。

１　男女がともに参画するまちづくり

就労やまちづくりなど様々な場において、男女が社会の対等な構成員として、それぞれ責務を果たし、方針の立案や決定に参画できるまちをめざします。また、家庭生活においても男女が相互に協力し合って充実した人生を送れるまちをめざします。

２　人権の尊重と、あらゆる暴力の根絶

個人としての尊厳を重んじ、男女が性別による差別的扱いや暴力を受けることがなく、男女それぞれの多様な能力と個性を活かせるまちをめざします。

３　生涯を通じた健康と生活基盤の安定

男女の相互協力や社会的支援のもと、生涯を通じてともに健康な生活を営むことができるよう、個人の意思が尊重されながら安心して妊娠出産、子育てや介護ができるまちをめざします。

４　男女共同参画についての理解の促進

男女が互いについての理解を深め、自由な選択や活動を制約する要因となっている意識や制度、慣行を見直し、男女共同参画意識の醸成を図るため、あらゆる機会を通じた啓発と学習機会の充実に努めます。

京丹後市男女共同参画計画の体系

基本理念　　男女でともに奏でよう　まちづくりのハーモニー

デュエットプラン21

基本方向	基本目標	基本施策
男女がともに参画するまちづくり	1　ともにつくるまち （まちづくりにおける男女共同参画の推進）	行政機構の見直し 各種審議会等への女性の参画推進 まちづくりへの参画意欲を高める啓発推進 意識調査や統計調査による実態把握の充実
	2　ともに働くまち （職場等での男女共同参画の促進）	企業等における男女の雇用機会・待遇の均等とワーク・ライフ・バランスの推進 農林漁業、自営業における男女共同参画の推進
	3　ともに暮らすまち （家庭・地域社会での男女共同参画の促進）	ともに支え合い、責任を分かち合う家庭づくり 地域での男女共同参画
	4　ともに能力を高めあうまち （女性の能力開発）	情報提供と学習機会の充実 起業家支援 女性のネットワーク形成
	5　ともに人生を楽しめるまち （労働環境の整備）	多様な就業形態の普及と待遇の改善 仕事と子育て・介護の両立支援
人権の尊重と、あらゆる暴力の根絶	1　語り合えるまち （ドメスティック・バイオレンスの防止）	暴力根絶の啓発 人権侵害に関する相談体制の充実
	2　応援し合えるまち （被害者の保護・自立支援の体制整備）	社会支援の周知 被害者の保護と自立支援のネットワーク化
	3　配慮し合えるまち （メディアにおける人権尊重の推進）	メディアに関する認識の向上 男女共同参画の考えに基づくメディア表現の普及 メディア・リテラシー向上のための啓発
	4　尊重し合えるまち （生命の尊さや心身の健康についての理解普及）	市民への啓発 事業所や医療機関への啓発
生涯を通じた健康と生活基盤の安定	1　健康で安心なまち（生涯にわたる健康づくりの充実）	生涯を通じた健康保持 思春期対策 妊娠出産期などにおける健康支援

	２　子育ても安心なまち（子育て支援体制の充実）	多様な需要に対応した保育サービスの整備 子どもの健やかな成長支援 地域における子育ての支援
	３　老後も安心なまち （介護支援体制の充実・高齢者の支援）	生きがい活動・社会活動の推進 生活支援・在宅福祉対策の推進 介護予防の推進 介護支援体制の充実
	４　ひとり親も安心なまち （ひとり親家庭等の自立支援）	相談体制等自立支援の充実 経済的な自立支援 地域活動等に参加できる環境づくり
	５　障害者も安心なまち （障害のある人たちの自立支援）	障害者の理解と社会参加の促進 福祉サービスの充実 障害者雇用の促進 社会参加を支える環境整備
男女共同参画についての理解の促進	１　身近なことから学ぶまち （男女平等意識の啓発・情報提供）	男女共同参画の理解促進と活動支援の充実 各種啓発行事の充実 情報の提供と交流促進
	２　幼い頃から学ぶまち （学校教育・保育の推進）	教職員や保護者への啓発 男女共同参画の理解に向けた教育指導の促進 教材や遊具への配慮 家庭・学校・地域の連携
	３　大人こそ学ぶまち （社会教育の推進）	学習内容と学習機会の充実 男女共同参画の学習と啓発 男女共同参画社会の実現に向けたリーダーの育成
	４　国際的視野に立ったまち （国際理解の啓発）	国際理解のための学習と情報発信 外国人も暮らしやすい環境づくりの推進
総合的な取組みの推進	１　新たな視点でまちづくり （推進体制の強化と施策の推進）	推進体制の強化 施策の計画的な推進 市民と行政のパートナーシップの確立
	２　相談できるまちづくり （男女共同参画に関する相談体制の充実）	相談窓口の充実と個人情報保護 相談専門員の育成と利便性の向上
	３　交流が活発なまちづくり （交流促進・コミュニティ育成）	交流を通じた男女共同参画意識の育成 夢や悩みを共有し合える交流の機会づくり 交流が活発な京丹後市コミュニティの育成

第１章　男女がともに参画するまちづくり

現況と課題

まちづくり

京丹後市のまちづくりの政策・方針決定の過程における男女共同参画の状況は、その分野によって大きな違いがみられることが特徴です。審議会委員や職員数、管理職の女性割合を分野別にみると、防災や交通、上下水道など安全にかかわる分野で女性の参画が進んでいないのが現状です。また、一般職員については、まちづくりの方針決定において大きな役割を担う企画部局や、産業部局でも同様の傾向がみられます。

住民意識調査※によると、政策決定の場に女性の参画が少ない理由として、「女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ないこと」や、「男性優位の組織運営であること」「女性の積極性が十分でないこと」などがあげられています。

一方、市の審議会委員への就任など、まちづくりへの主体的な参画意欲は男女ともに高い結果となっています。

これらのことから今後は、これまでの慣習にとらわれず、男女の多様な視点からの意見が活かされたまちづくりの推進を図っていけるよう、女性自らが市政に関心を持ち、議会や審議会等の政策・方針決定の場をはじめ、団体、地域などの活動の場に積極的に参画するなど、女性の積極性を一層引き出し、意欲の向上を促していくことが肝要です。行政においては全庁的に男女共同参画を推進するため、女性の参画・登用機会の充実や男女共同参画推進会議の定期的な開催、また啓発を図る研修など、女性が意欲と能力を発揮し活躍できる組織の構築や職場環境づくりを進めていく必要があります。

※　住民意識調査：平成 22 年 4 月、京丹後市における住民の生活、労働状況の実態や男女共同参画社会に関する意識などを把握し、男女共同参画計画や施策に反映させるための基礎資料とすることを目的として実施。

〈調査対象〉京丹後市に在住する 20 歳以上の男女　　〈抽出方法〉2,000 人を無作為抽出

〈調査期間〉平成 22 年 4 月 15 日～30 日　　〈配付･回収〉郵送による

〈回収結果〉配付数： 2,000、有効回答数：783、回収率：39.2%

就労と家庭生活

京丹後市では働く女性が多く、国勢調査による労働力率ではどの年代をみても全国や京都府より高い水準となっており、結婚出産期に一旦退職をする日本の傾向には即していますが、４０～５０歳のほうが２０歳代よりも労働力率が高くなっていることが特徴です。

しかし、実際の職業生活については、住民意識調査の結果によると、職場で何らかの男女不平等を経験した女性が約７割、結婚出産後の就労状況に不満を持っている女性が約５割みられること、また仕事と家事の時間を合わせると女性の労働時間のほうが長いこと、農業や漁業、機業など自営業に携わる女性も多いことなどから、仕事と家庭生活の両立のために女性の負担が大きくなっている現状がうかがえます。

また、仕事と家庭生活の両立のために必要なこととしてあげられたのは、家族の理解と協力、介護や育児サービスの充実、会社など組織の管理者の理解と協力などとなっているほか、家事

分担で女性が男性に協力して欲しいことは、食事のしたく、部屋の掃除、食事の後片付けの順となっています。

さらに、農業や漁業組織においては役員を担う女性の割合が低いことなどからも、就労の場において女性のリーダーシップが十分に発揮されていないことが考えられます。

これらのことから、今後は、雇用等の機会・待遇の均等を確保するだけでなく、多様で柔軟性のある就労形態のあり方を構築しながら、男女それぞれの自由な選択や活動を制約する要因となっている意識や仕事中心の男性のライフスタイルに対する見直し気運などを高めていく必要があります。

【図表】

図４　意識調査結果　男女平等の意識（Ｐ57）
図５　意識調査結果　政策決定の場に女性の参画が少ない理由（Ｐ58）
図６　意識調査結果　市の委員会等への女性の参画意向（Ｐ59）
図７　意識調査結果　職場における男女不平等の実態（Ｐ60）

１　ともにつくるまち　　（まちづくりにおける男女共同参画の推進）

基本方針

まちづくりのあらゆる分野において、これまでの慣習に捉われることなく施策を推進できるよう、男女がともに意欲や能力を活かせる人員配置や、政策、方針決定過程への女性の積極的な参画推進を図り、ともにつくるまちをめざします。

基本施策

(1)行政機構の見直し

◇男女がともに参画し行政運営を図れるよう、庁内各分野における職員配置の見直しを進めます。

◇性別にかかわらず適性や能力に応じて力を発揮できるよう、管理職への女性の登用を積極的に進めます。

◇各種計画の策定や主要事業の推進において、女性の積極的な参画と起用を促進します。

(2)各種審議会等への女性の参画推進

◇男女がともに意欲や能力を発揮できるまちづくりを実現するため、審議会等において委員数が男女いずれかに偏重することのないよう、一定のバランスのとれた委員委嘱を図ります。

◇審議会等の開催日時への配慮や公募制の活用などによって、より幅広い層からの参画促進に努めます。

(3)まちづくりへの参画意欲を高める啓発推進

◇市民が市政への関心を高められるよう、多様な媒体を通じた広報、広聴活動の充実に努めます。

◇市民が身近な問題からまちづくり参画へと意識を高められるよう、多様なテーマ別によるまちづくり学習機会の創出を図ります。

◇男女共同参画を推進する拠点として「京丹後市女性センター」の活用や事業展開などの充実を図り、女性の自立と社会参画を支援します。また、女性相談アドバイザーなどの専門員養成講座を開催し、人材発掘・育成に努めます。

(4)意識調査や統計調査による実態把握の充実

◇男女共同参画の取組みや働く女性の実態等に関して、意識調査や統計調査を実施し、その実態把握に努めるとともに、今後の諸施策への反映を進めます。

重点目標

項　目	現状（H22）	目標指標（H27）
男女いずれかの職員比率が 80%を超えた行政部局の解消（部単位）	9 部局	7 部局
管理職への女性登用促進	28.5%	30%以上
審議会等における女性委員比率	26.4%	50%
京丹後市女性センター活用の充実	―	月2回アドバイザー相談の開設

市民の目標

男性

配偶者など身近な女性の参画意欲に対する理解をより深め、協力しましょう。

女性

まちづくりに関心を持ち、審議会等の委員などに積極的に参画しましょう。

男女でともに

男女共同参画計画の達成状況に関心を持ち、自ら参画しましょう。

【図表】

図８　議会における女性議員の割合（Ｐ61）
図９　主な審議会における女性委員の割合（Ｐ61）
図 10　市職員の管理職に占める女性割合（Ｐ62）

２　ともに働くまち　　（職場等での男女共同参画の促進）

基本方針

企業等において、男女の雇用機会･待遇の均等が保障され、農林漁業や自営業においても良好なパートナーシップが確立されるよう、市民、企業等に対する啓発を推進し、ともに働くまちの実現をめざします。また、従業員、企業いずれにも意義のあるワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

基本施策

(1)企業等における男女の雇用機会･待遇の均等とワーク･ライフ･バランスの推進

◇男女の雇用機会・待遇の均等について現状把握に努めるとともに、取組みの進んでいない企業等に対する、積極的改善措置（ポジティブ・アクション※）の導入を促進します。

◇育児・介護休業法※の普及啓発をはじめ、出産・育児後等に職場復帰しやすい環境づくりを促進します。

◇男女間の賃金格差の是正をはじめ、企業内での登用機会・待遇の均等に向けた啓発を進めるとともに、男女共同参画の取組みを支援するよう情報提供に努めます。

◇関係機関とのネットワーク強化を図り、男女雇用機会均等法※や労働基準法※などの周知、徹底に努めるとともに、労働環境の改善を促進します。

◇雇用機会・待遇の均等や職場内のセクシュアル・ハラスメント※に関する相談体制の充実に努めます。

◇ワーク・ライフ・バランスの推進が従業員の意欲の向上や優秀な人材の確保など、企業経営に資する観点から、一層の啓発を図ります。

※　ポジティブ・アクション：男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、参画等の機会を積極的に提供すること。

※　育児・介護休業法：男女ともに申出を行うことにより、育児休業（１歳２ヶ月に満たない子を養育するための休業）・介護休業（要介護状態にある対象家族を介護するための休業）を取得することを権利として求めている法律。

※　男女雇用機会均等法：「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」のこと。平成１１年の改正によって、女性に対する募集、採用、配置などの差別禁止規定や、セクシュアル・ハラスメントの防止などの雇用管理上の規定が盛り込まれた。

※　労働基準法：労働者の生存権を保障するために、労働契約、賃金、労働時間、休日及び年次有給休暇、災害補償、就業規則など、労働条件の基準を定める法律。

※　セクシュアル・ハラスメント：性的いやがらせ。身体への不必要な接触や性的関係の強要、性的なうわさを流す等、相手の気持ちに反した性的な性質の言動をさす。特に雇用の場においては、それによって、仕事をする上で不利益を与えたり、就業環境を悪くするといったことが含まれる。

(2)農林漁業、自営業における男女共同参画の推進

◇農家において、家族の話し合いをベースに経営方針や労働時間、報酬などについて文書で明確に取り決めを行う「家族経営協定※」の締結を促進するため、学習機会や啓発活動の充実に努めます。

◇機業や漁業など、その他の自営業においても同様の取組みが行われるよう啓発を進めます。

※　家族経営協定：家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要である。「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルール（報酬や休日、経営目標等）を文書にして取り決めたもの。

重点目標

項　目	現状（H22）	目標指標（H27）
家族経営協定の締結農家数	8 戸	13 戸

市民の目標

男性

男女の雇用機会・待遇の均等が妨げられることのないよう、固定概念にとらわれない男女のパートナーシップを築きましょう。

女性

方針決定の機会や管理的職務、経営にも積極的にチャレンジし、女性の視点からのびのびと新しいビジネスチャンスを創造しましょう。

企業

男女雇用機会均等法や労働関連法を遵守するとともに、企業経営に資することとなるワーク・ライフ・バランスの推進及び労働環境の整備に取り組みましょう。

【図表】

図 11　家族経営協定締結農家数（Ｐ63）

３　ともに暮らすまち　　（家庭・地域社会での男女共同参画の促進）

基本方針

家庭や地域において、伝統文化や活動の選択に配慮しながら、慣習やしきたりなどの、これまでの男女の性別を理由とした役割を固定的に分ける考え方を見直し、互いに支え合って家庭や地域を守っていける気運づくりに努め、ともに暮らすまちの実現をめざします。

基本施策

(1)ともに支え合い、責任を分かち合う家庭づくり

◇仕事上の責任を果たしつつ家庭生活や地域活動等も充実させるワーク・ライフ・バランスの推進を図り、仕事と仕事以外の生活の両立の支援に努めます。

◇男女の役割を固定的に捉えることなく、子育てや家事･介護をともに担うという意識の醸成を図り、これらに必要となる実践的な知識・技術を身につける講座の開催に努めます。

◇市民が主体となって男女が互いに学び合い、交流を深める場となる講座の工夫・充実に努めます。

(2)地域での男女共同参画

◇地域の活動において、参加者等が慣習やしきたりにより男女いずれかに偏重することなく、共同参画できるように努めます。

◇各種団体等における役員への女性の登用を促進します。

重点目標

項　目	現状（H22）	目標指標（H27）
就業者における家事従事時間の男女格差	1 時間 42 分	1 時間

市民の目標

男性

パートナーとともに充実した人生を送れるよう、家族のあり方や、家事など家庭生活の役割分担について改めて見つめ直してみましょう。

女性

固定観念に捉われず、家事分担などについてパートナーと話し合いながら、就労や社会参加と家庭生活の両立をめざしましょう。

男女でともに

集会や地域活動に参加できる時間を確保し、積極的に参加して世代間の交流を図りましょう。また、役員などは男女を問わず適切な人材を登用し、地域を活性化させましょう。

４　ともに能力を高めあうまち　　（女性の能力開発）

基本方針

女性が職場や地域社会などで、個性や能力を活かしながら、社会の一員としてより一層の責務を果していけるよう、女性の職業能力や参政能力の向上をめざし、男女がともに能力を高めあって未来を拓いていけるまちづくりを進めます。

基本施策

(1)情報提供と学習機会の充実

◇女性の就業、再就職を支援するため、技術や能力向上を図れる学習・研修機会の充実に努めるとともに、開催場所や日時に配慮し参加促進を図ります。

◇キャリアカウンセラー等による女性の就職に関する相談機会の充実を図ります。

◇就業に関する法律や制度等の情報提供体制の充実に努めます。

◇女性が能力を向上させ、発揮できる機会を充実させていくため、企業等への啓発を進めます。

(2)起業家支援

◇起業をめざす女性を支援できるよう、起業家育成講座や学習機会の充実に努めるとともに、開催場所や日時に配慮し女性の参加促進を図ります。

◇既に経営者である女性や、農業や漁業、機業など自営業を営む世帯の女性に対して、経営や技術に関する研修機会を充実し、支援に努めます。

◇国や京都府の女性起業家育成支援事業についての情報提供と活用促進に努めます。

(3)女性のネットワーク形成

◇起業家や起業をめざす女性のため、情報交換や人脈づくりの場となる機会の創出に努め、多様なネットワーク形成をめざします。

◇家庭との両立や再就職などについて、業種や年代を超えて女性同士が情報交換できる場づくりに努めます。

重点目標

項　目	現状（H22）	目標指標（H27）
就業支援講座の開催	年２回	年２回
再就職・起業相談会の開催	年６回	年６回（京都ジョブパーク　マザーズジョブカフェとの連携）
女性団体ネットワーク加入団体（「京丹後市総合計画」との整合）	７団体	20 団体

市民の目標

男性

パートナーや女性の就業、起業に対する理解を深めましょう。

女性

再就職や起業にも積極的にチャレンジし、女性の能力発揮と新しい視点をいかし、のびのびと新しい社会システムの創造をめざしましょう。ビジネスチャンスを創造しましょう。

企業

研修機会の充実や学習・資格取得の奨励など、女性の能力向上のための機会を充実しましょう。

５　ともに人生を楽しめるまち　　（労働環境の整備）

基本方針

男性も女性も、就業と家庭生活、趣味などを両立し、ゆとりを持って充実した毎日を送れるよう市民や企業・事業所等に対して多様で柔軟性のある就労環境づくりについての啓発を進め、ともに人生を楽しめるまちをめざします。

基本施策

(1)多様な就業形態の普及と待遇の改善

◇多様で柔軟性のある就労形態のあり方やその実現のための諸施策について、先進事例の研究を進めるとともに、企業や就労者に対する情報提供や学習機会の充実に努めます。

◇パートタイムやテレワーク※、在宅勤務など、多様な就労形態の増加に対応し、情報提供や相談等、企業等への支援体制の充実に努めます。

◇パートタイムや派遣労働者等の就労条件の向上に向けた企業への啓発を進めます。

※　テレワーク：情報通信を活用した遠隔型の就労形態で、本社から離れた近郊の事務所に出勤して仕事をする「サテライトオフィス勤務」や、自宅での「在宅勤務」、携帯端末を利用して移動先で仕事をする「モバイルワーク」などがある。

(2)仕事と子育て・介護の両立支援

◇子育てや介護の必要な家庭が仕事と家庭生活を両立することができるよう、育児・介護休業制度の普及に向けた企業への啓発に努めます。

◇育児・介護休業の取得状況の把握に努めるとともに、男女それぞれの育児休業取得促進に向けて就労者への啓発に努めます。

重点目標

項　目	現状（H22）	目標指標（H27）
育児・介護休業取得状況の調査把握	住民意識調査として実施	従業員数が一定規模以上の事業所を対象として実施

市民の目標

男性

働き過ぎに注意し、家庭生活や趣味の時間を増やしましょう。また、生活をとりまく様々な知識や技術の習得にチャレンジしましょう。

女性

結婚・出産による退職を前提とせずに、新しい柔軟な就労条件について自ら企業に働きかけてみましょう。

男女でともに

育児・介護休業制度を積極的に活用しましょう。

第2章　人権の尊重と、あらゆる暴力の根絶

現況と課題

依然として、女性に対する差別や偏見をはじめ、人権にかかる問題が数多く見受けられ、重大な人権侵害であるドメスティック・バイオレンス※（ＤＶ）などの暴力的行為が発生しています。最近では、デートＤＶと呼ばれる若い恋人間で起こる交際相手からの暴力も問題になっています。

住民意識調査結果によると、本市でも、配偶者や恋人からの身体的・心理的「暴力を受けたことがある」と回答した人は１割弱、「身近に経験した人がいる」と回答した人は約１割に及びます。また、「暴力を受けたことがある」「自分が暴力をふるったことがある」「身近に経験した人がいる」と回答した人のうち、「家族や親族などに相談した」が最も多くなっています。解決状況については、「解決した」と「解決の方向へ向かっている」を合わせると５割近くに達している一方、「解決していない」状況が２割近く見られることから、潜在的なケースを早期発見するため、連携機関のネットワークの確立が必要です。

市で実施している月２回の女性相談においても、ドメスティック・バイオレンスに関連したものが大半を占めています。関係機関との連携を強化し、被害者の保護と支援体制の充実、相談担当職員の育成及び相談体制の強化、市民への周知など、適切な対応が必要です。

また、雑誌やテレビ、インターネットなどの様々なメディアから発信される情報は市民の意識に大きく影響するため、違法、表現の自由を逸脱した有害な情報への行政や市民の立場からの働きかけが重要です。

そして、あらゆる暴力を許さない社会風土づくりへの取組みが必要です。

※　ドメスティック・バイオレンス：夫や恋人などのパートナー、家族など親しい人間関係の間で起こる暴力。身体的な暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力も含まれる。

１　語り合えるまち　　（ドメスティック・バイオレンスの防止）

基本方針

ドメスティック・バイオレンスは重大な人権侵害であり、個人の能力発揮を阻む、社会的、構造的な問題であることから、あらゆる機会を通じて正しい認識を深めるための広報・啓発に努めるとともに、被害者が相談など適切な対処を早期に行えるよう、情報提供と相談体制の充実に努めます。

基本施策

(1)暴力根絶の啓発

◇ドメスティック・バイオレンス、わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメント、人身取引、ストーカー行為など、さまざまな暴力の根絶に向けて、これらを許さない意識の醸成を図るなど、取組みを進めます。

(2)人権侵害に関する相談体制の充実

◇インターネットによる相談の受付や、電話相談、市役所での相談回数の増設、随時の相談など、様々な相談体制の整備を図ります。また、人権相談など関連する相談窓口との連携強化に努めます。

◇民生児童委員や人権擁護関係団体の協力を得て、地域における身近な相談体制の充実を図ります。また、女性相談アドバイザーなど人材育成のための養成講座を開催し、相談ボランティア等の人材確保に努めます。

重点目標

項　目	現状（H22）	目標指標（H27）
女性相談の充実 （「京丹後市総合計画」との整合）	月2回	週1回
女性相談アドバイザー養成講座修了者のアドバイザー登録者数	対象者25人	20人

市民の目標

男女でともに

ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル･ハラスメントなどの人権侵害について、社会的問題として捉え、家族や地域、学校、職場においてみんなで解決をめざしましょう。

２　応援し合えるまち　　（被害者の保護・自立支援の体制整備）

基本方針

ドメスティック・バイオレンスの被害者が相談など早期に適切な対処を行えるよう、情報提供と相談体制の充実に努めます。また、関係機関や民間団体との連携のもとに、被害者が一時的に避難できる場所を確保するとともに、経済的な自立を図れるよう支援に努めます。

基本施策

(1)社会支援の周知

◇広報により、国や府、警察や市、市防犯委員会等が行っている被害者支援の周知徹底を図ります。

(2)被害者の保護と自立支援のネットワーク化

◇潜在的ケースも含めた問題の早期発見や、ケースに応じて被害者を早期に保護できるネットワークを、地域や関係機関との連携によって確立します。

◇ドメスティック・バイオレンス専門の相談会を開催するなど、相談窓口の充実に努めます。

◇被害者の自立支援に向けた法律相談や就労・子育て支援や経済面での支援などを充実させます。

◇ドメスティック・バイオレンスの悩みを持つ住民の心のケア体制を整備するとともに、医療機関などとの連携体制の確立に努めます。

重点目標

項　目	現状（H22）	目標指標（H27）
ドメスティック・バイオレンスを経験した市民のうち、どこに相談したらよいかわからなかった市民の割合（住民意識調査結果）	8.3%	0%

市民の目標

男女でともに

ドメスティック・バイオレンスは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許される行為ではないとの認識が必要です。配偶者やパートナー、恋人等から受ける暴力の種類としては、身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、子どもを利用した暴力、社会的暴力があり、殴る・蹴るなどの身体的な暴力だけでなく、ことばによるもの、心理的（精神的）なものなども含まれます。

このような被害に遭った場合は、ひとりで悩まずに適切な専門機関へ相談するなど、解決に向けて早く行動しましょう。身近で暴力行為などを見かけたら、警察などへ通報しましょう。
地域ぐるみで防犯活動を行い、ふだんから隣近所の付き合いを保ち、支え合える関係を築くことが大切です。
また、地域や職場で人権学習を進めましょう。

【図表】

ドメスティック・バイオレンス被害者支援体制（Ｐ54）
図 12　意識調査結果　ドメスティック・バイオレンスの経験（Ｐ63）
図 13　意識調査結果　ドメスティック・バイオレンスへの対処（Ｐ64）
図 14　相談窓口、相談件数の状況（Ｐ64）

３　配慮しあえるまち　　（メディアにおける人権尊重の推進）

基本方針

表現の自由に配慮しながら、固定的な男女のイメージづくりや過度に性的面を強調した報道や出版、宣伝など、男女の人権を侵害するメディアへの適切な表現の一層の普及に向けた取組みを進めます。

基本施策

(1)メディアに関する認識の向上

◇ウェブサイトなど多種多様なメディアに市民が積極的に参加することで、人権についての正しい認識を広げる一翼を担い、また、人権侵害行為を見かけたら批判や通報を行い、そのような行為を廃絶できるよう、市民のメディアに関する認識を高める学習活動の場を設けます。

(2)男女共同参画の考えに基づくメディア表現の普及

◇女性を蔑視したり、固定的な考えに基づいて男女を表現する言葉やイラスト、映像などが改められ、適切な表現が普及するよう、マニュアルの作成や啓発を通じて市民や各種団体、事業所などに呼びかけます。

◇テレビ、新聞、雑誌など全国的なマスメディアについても、男女共同参画の視点から視聴者や読者として意見を言えるよう、啓発活動に努めます。

(3)メディア・リテラシー向上のための啓発

◇様々なメディアから提供される膨大で多種多様な情報は市民の意識に大きく影響するため、個人がメディアの情報を主体的に判断して選択・活用する能力向上のための啓発や学習機会の提供に努めます。

※　メディア・リテラシー：メディアの情報を主体的に読み解き、活用し、自ら発信する能力

重点目標

項　目	現状（H22）	目標指標（H27）
男女共同参画啓発パンフレットの作成	―（H19 作成）	1 冊

市民の目標

男女でともに

メディアからの多種多様な情報を、自分の考えを持って選択し活用できる能力を身につけましょう。また、地域の有害環境を浄化する活動を進めましょう。

４　尊重し合えるまち　（生命の尊さや心身の健康についての理解普及）

基本方針

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ生涯にわたり健康な生活を送るために、ライフスタイルやライフステージに対応した適切な保健・医療の充実が必要であり、学校・社会・家庭教育等あらゆる機会を通じて、男女の心身及び健康についての正しい知識の普及・啓発に努めます。

基本施策

(1)市民への啓発

◇学校教育や保健事業を通じて、健康をおびやかす問題や生命の大切さへの理解をはじめ、ＨＩＶ※などの性感染症の予防、薬物乱用などに関する正しい知識や認識の理解を深める教育の充実に努めます。

※　ＨＩＶ：ヒト免疫不全ウィルス、エイズウィルス。Human Immunodeficiency Virus

(2)事業所や医療機関への啓発

◇市内の事業所に対し、男女の心身及びその健康についての正しい知識の普及･啓発を図るとともに、従業者への配慮が行われるよう努めます。

◇医療機関などとの連携を強化し､保健･医療の推進や生命の尊さへの理解の普及に努めます。

重点目標

項　目	現状（H22）	目標指標（H27）
生命の尊さや心身の健康について学習を行う保健事業の年間開催回数	8 回	10 回

市民の目標

男女でともに

男女がともに人権を尊重しつつ健康に生活するために､男女の心身と健康について知識を深めましょう。また、保護者から子どもへ積極的に伝えましょう。

第3章　生涯を通じた健康と生活基盤の安定

現況と課題

少子高齢化が進行する中、男女がともに健康で、仕事と育児や介護を両立し、安心して子どもを産み育てられる社会をめざすとともに、ひとり親や障害のある人など、多様な立場にある人たちもいきいきと社会参画できるまちをめざすことが、活力ある京丹後市を築く上で重要です。

住民意識調査結果で、就労している男女について平日における仕事・家事の平均時間を比較すると、仕事時間は、男性が女性より 1 時間 45 分長く、家事時間は、女性が男性より 1 時間 42 分長くなっています。平成 16 年度の調査時に比べ、家事時間は、若干、女性が減少し男性が増加していますが、仕事時間は男女ともに増加しています。特に、長時間労働となる男性については心身の健康への影響が懸念されるとともに、家事に携ることができにくい状況にあり、働く女性に対し、家事による負担を大きくしている一因と考えられます。

また、育児・介護と仕事の両立について尋ねた質問では、「このまま働きたい」とする人や「条件の合うサービスがあれば働きたい」とする人が多数を占めることから、安心して子どもを産み、育てることができ、高齢者介護などとも仕事を両立しながら安定した生活基盤を築けるよう、子育て支援や介護サービスの一層の充実が必要です。

子育てに関する事業については、延長保育の拡大をはじめ、休日保育や一時保育など、多様なニーズに応じたきめ細かな保育サービスの展開、育児家庭の孤立化や母親の不安の解消を図るための一層の支援が必要です。

介護に関する事業については、各種の在宅福祉サービスや家族介護者支援サービスを行っていますが、寝たきり予防の観点からも、介護予防対象者を早期に把握し健康保持・増進を図る事業の充実が課題となっています。今までの施設入所志向から住み慣れた自宅での介護を望む人が増えるなど、多様なニーズに対応するため、在宅介護支援体制の充実、地域包括ケアの確立を図る必要があります。今後は「老老介護」のケースの増加も予想され、介護保険を核として社会全体で取り組んでいかなければなりません。

１　健康で安心なまち　（生涯にわたる健康づくりの充実）

基本方針

男女のライフスタイルやライフステージに対応した適切な保健・医療の充実を図り、思春期や妊娠・出産期、更年期、高齢期等人生の各段階において、市民一人ひとりが生涯を通じて健康で豊かに暮らせるまちをめざします。

また、男女がともに人権を尊重しつつ健康に生活できるよう、情報提供や学習機会の提供に努めます。

基本施策

(1)生涯を通じた健康保持

◇「健康日本２１※」「京丹後市健康増進計画※」などに基づき、男女でともに健康を保持・増進できる主体的な取組みを支援します。

◇健康診査、がん検診を受診しやすい条件整備に努めるとともに、男女それぞれの年代に応じた健康教育・健康相談などの充実を図ります。

◇食生活改善など自主的な健康づくり活動を支援します。

◇昨今の厳しい社会情勢の中で増加しているうつ病などの精神的疾患や自殺を防ぐため、心の健康教室の開催や、関係機関との連携の強化、相談窓口の充実を図るなど、心の健康づくりを推進します。

※　健康日本 21：「21 世紀における国民健康づくり運動」のこと。健康づくりのための環境整備や国民が健康づくりのために取り組むべきこと、数値目標などを示している。

※　京丹後市健康増進計画：健康日本 21 の理念に基づいて、京丹後市における住民の健康づくりのための施策と目標を示す計画。

(2)思春期対策

◇学校と連携し、発達段階に応じた適切な性に関する教育・学習の充実、薬物の使用や喫煙・飲酒に対する教育・指導の充実に努めます。

◇生命の大切さや生きる力を育めるよう、児童・生徒が乳幼児とふれあう機会の充実に努めます。

(3)妊娠出産期などにおける健康支援

◇安心して妊娠・出産ができるよう、妊婦健診の経費や不妊治療の治療費の負担軽減をはじめ、保健指導・相談の充実など、環境整備に努めます。

◇就労者や事業主に対して、働く女性の健康管理・母性の保護に関する啓発を進めます。

重点目標

項　目	現状（H21）	目標指標（H27）
乳がん検診の受診率の向上	48.3%	50%
子宮がん検診の受診率の向上	42.2%	50%
うつ病予防の健康教室開催回数	13 回	50 回

（「京丹後市総合計画」との整合）

市民の目標

男女でともに

男女でともに支え合い、健康を保持増進していきましょう。

【図表】

図 15　意識調査結果　平日の仕事・家事労働時間（Ｐ64）

図 16　総合検診の状況（Ｐ65）

図 17　健康教室等の状況（Ｐ65）

２　子育ても安心なまち　　（子育て支援体制の充実）

基本方針

仕事と育児を両立できるまちをめざすことによって、活力ある京丹後市を築くため、多様な需要に対応した保育サービスの充実及び幼児教育体制の整備、子育ての孤立化や不安の解消を図るための相談・支援体制の充実などに取り組み、安心して子どもを産み育てることのできる地域社会をめざします。

基本施策

（1）多様な需要に対応した保育サービスの整備

◇延長保育や低年齢児保育の充実をはじめ、休日保育や医療施設との連携による病後児保育の実施、一時預かり保育事業※の充実など、多様なサービス展開を図ります。

◇放課後児童クラブにおいては、引き続き、施設整備等の充実に努めます。

（2）子どもの健やかな成長支援

◇各種乳幼児健診の充実に努めるとともに、疾病や発達の遅れなどがみられる乳幼児への早期対応や子育て不安の解消に向けた相談活動を行い、子どもの健やかな成長の継続的な支援に努めます。

（3）地域における子育ての支援

◇就学前児童の保護者等を対象とした家庭子ども相談室など相談窓口の連携強化を進めるとともに、子育て支援センター等に専門的な相談員を配置するなど、相談体制や指導の充実に努めます。

◇市民相互で子育てを支援するファミリーサポートセンター※の相互援助機能を活用して、子育て支援の充実に努めます。

◇次世代を担う子どもたちを地域ぐるみで育てる取組みを進めます。

※　一時預かり保育事業（旧一時保育）：保護者が冠婚葬祭や疾病、介護、緊急時などに一時的に保育所を利用できる事業。

※　ファミリーサポートセンター：子育ての支援を受けたい人と行いたい人が会員登録し、それぞれのニーズにあわせ、子育てについての助け合いを行うもの。

重点目標

項　目	現状（H22）	目標指標（H27）
延長保育（※1）の拡大	7ヶ所　39人	10ヶ所　50人
低年齢児（※2）の保育拡大	326人	360人
病後児保育事業（派遣型）	未実施	1ヶ所
一時預かり保育事業（※3）	5ヶ所　133人（H21）	7ヶ所　600人
放課後児童クラブの拡充	11ヶ所　371人	11ヶ所　330人
休日保育の実施	未実施	6ヶ所
子育て支援センターの設置	6ヶ所（H21）	7ヶ所
ファミリーサポートセンター登録会員数	73人（H21）	350人

※　「京丹後市次世代育成支援対策行動計画」及び「京丹後市総合計画」との整合により目標指標を設定。京丹後市認可保育所での保育状況。

※1　通常保育の前後に時間を延長して保育を行い、11時間以上の保育となっている者について記載。

※2　0歳児(6ヶ月から)、1歳児、2歳児の保育。ただし、保育所により対象児童は異なる。

※3　平成22年度から「一時保育事業」を「一時預かり保育事業」に変更

市民の目標

男女でともに

育児に責任を持ち、男女でともに協力しましょう。

【図表】

図18　保育サービスの状況（P66）

３　老後も安心なまち　　（介護支援体制の充実・高齢者の支援）

基本方針

高齢化の進んだ京丹後市において、高齢期になっても安心していきいきと暮らせるまちを築くため、介護予防の推進や支援体制の充実を図ることによって、介護の負担が女性にかかりすぎることなく男女が協力し合うことはもとより、社会全体で支えるまちをめざします。

基本施策

(1)生きがい活動・社会活動の推進

◇身近な地域でレクリエーションを楽しめる場や仲間づくりの機会の拡充に努めるとともに、スポーツ・文化活動、社会奉仕活動などが活発に展開できるよう支援を図り、毎日を健やかに暮らしていける地域づくりを進めます。本市は、100 歳以上の人口比率が全国平均の３倍という長寿のまちであるという特長を持っています。高齢者が健康で長寿を楽しみ、喜びあえる環境づくりに努めます。

◇シルバー人材センターの活用を図るとともに、高齢者が特技や経験を活かせるよう能力開発や、就労意欲に応じた多様な就労の機会づくりを促進します。

(2)生活支援・在宅福祉対策の推進

◇地域全体で高齢者を支援する体制の充実・強化とサービスの向上を図ります。
また、急速に増えると予想される独居の高齢者の社会的孤立感を取り除くよう、地域社会との交流を深めます。

(3)介護予防の推進

◇寝たきりや認知症の予防の観点から、高齢者の閉じこもりや転倒、骨折などを防ぐ予防事業の充実を図ります。

◇地域包括支援センター※を中心として、ひとり暮らしや高齢者世帯の現状を把握し、健康管理や介護予防のための支援に努めます。

(4)介護支援体制の充実

◇本人や家族のニーズに対応した施設サービスや在宅サービスの充実や質の向上を図り、総合的・継続的なサービスが提供できるようサービス基盤の整備に努めます。

◇グループホーム※や在宅生活を支えるための通所・訪問・宿泊の機能を備えた小規模多機能型サービス事業所など、地域に密着した介護拠点の生活圏域ごとの整備を推進します。

◇その他、各種福祉サービスや介護が必要な高齢者のための基盤の充実を図るとともに、市民が主体となったボランティア活動等の地域福祉活動を促進します。

※　地域包括支援センター：従来の在宅介護支援センターにかわる施設で、介護予防の強化、認知症ケアの推進、地域ケア体制を整備することを目的とする。

※　グループホーム：認知症や知的障害のある人が、地域の中で、世話をする人とともに数人で暮らす住宅。民家を改造する場合もある。

重点項目

項　目	現状（H22）	目標指標（H27）
介護保険地域密着型サービス拠点数 （「京丹後市総合計画」との整合）	16ヶ所	20ヶ所

市民の目標

男女でともに

近所で声をかけ合って、高齢者世帯とのふれあいの機会を持ちましょう。
男女がともに介護を支え合いましょう。

【図表】

図19　高齢者の主な居宅介護サービスの状況（Ｐ66）

４　ひとり親も安心なまち　　（ひとり親家庭等の自立支援）

基本方針

就労と家庭のすべての役割を担わなければならないひとり親家庭の生活を支援し、経済的・社会的自立と子どもの健やかな成長を育むまちをめざします。

基本施策

（1）相談体制等自立支援の充実

◇ひとり親家庭の抱える様々な課題に対して、きめ細かな対応ができるよう、情報提供、相談体制の充実に努めます。

（2）経済的な自立支援

◇養育費の確保に向けた支援、保育サービスや自立支援に関する福祉サービスの充実などにより、安心して子育てと仕事ができるよう支援します。

◇職業能力向上のための技能研修会など、就労支援を推進します。

（3）地域活動等に参加できる環境づくり

◇社会的に孤立することなく地域で安心して暮らせるよう、地域住民同士の交流を促進します。

重点目標

項　目	現状（H22）	目標指標（H27）
ひとり親同士の交流機会づくり	年１回	年１回

市民の目標

男女でともに

近所づきあいなどを通じて、ひとり親家庭を温かく見守りましょう。

５　障害者も安心なまち　　（障害のある人たちの自立支援）

基本方針

障害者の就労・学習・地域参加などにおける自立支援によって、能力や意欲を発揮しながら社会参画し、自立した生活を送れるまちをめざします。

基本施策

(1)障害者の理解と社会参加の促進

◇障害のある人もない人も尊重しあってともに地域で暮らせるよう、障害者に関する正しい理解と認識を深められるよう、啓発に努めます。

◇障害があっても、自分に応じた方法で生涯を通じて自己実現を果たしたり、豊かな余暇を過ごせるよう、障害に対応した学習やスポーツ、文化・芸術活動や交流の場の確保と、外出のための支援を進めていきます。

(2)福祉サービスの充実

◇障害者へのサービス提供を包括的に取り組む「相談支援事業所」を中心に、ライフステージや障害の状況に応じた各種のサービスの紹介や日常生活における様々な相談、交流促進等を行います。

◇障害者や家族のニーズに対応した在宅サービス、社会復帰のための拠点や共同生活のための施設の確保と内容充実に努めます。

(3)障害者雇用の促進

◇「障害者の雇用の促進等に関する法律※」に基づいた企業への啓発と、能力や希望に応じた就労機会の開拓・あっせん及び職業訓練機会の充実を促進します。

◇福祉的就労については、作業所等の強化及びより生きがいに結びつく作業の開発を図るための支援を行ないます。

(4)社会参加を支える環境整備

◇障害者にとって安全･安心かつ生活に支障のない環境をめざし、福祉のまちづくりの推進や、道路、交通機関及び公共的な施設のバリアフリー化※を進めます。

※　障害者の雇用の促進等に関する法律：障害者の雇用の促進と職業の安定を図ることを目的として、職業リハビリテーションの推進、障害者雇用率制度の運営、障害者雇用納付金制度の運営を講じることを定めた法律。

※　バリアフリー化：身体的・精神的バリア（障害）のない、安心して暮らせる環境づくり。具体的には歩道の幅員確保、段差解消、手すりの設置、公共交通機関でのエレベーター、エスカレーターの設置など。

重点目標

項　目	現状（H22）	目標指標（H27）
グループホーム・ケアホーム設置数	6ヶ所	6ヶ所
ホームヘルプサービス事業所数	8ヶ所	10ヶ所
ショートステイサービス提供事業所数	6ヶ所	10ヶ所

（「京丹後市総合計画」との整合）

市民の目標

男女でともに

障害のある人もない人もともに生きるため、相互に理解を深めましょう。

【図表】

図20　障害者の主なサービスの状況（Ｐ66）

第4章　男女共同参画についての理解の促進

現況と課題

本市では、男女共同参画に関する理解を深めるため、６月の男女共同参画週間や１１月の配偶者等からの暴力をなくす啓発期間などについて「広報きょうたんご」やホームページを活用して啓発を行っています。

住民意識調査の結果によると、男女平等の現状については、比較的平等であるとされた分野は学校教育のみであり、社会通念や家庭、職場においては依然として男性が優遇されているという回答が多くなっていますが、前回調査と比較すると、全般に改善されています。

このような結果から、あらゆる機会において、一層の男女共同参画に向けた啓発の推進が必要です。男女を問わず、様々な立場の市民が自らの問題として捉え、理解を深められるような情報の発信に努めることが求められます。

今後は、まちづくり活動等の様々な分野において男女の多様な視点と能力を活かすために、男女双方の参画と活躍の促進が必要です。真の共同参画が進むよう、あらゆる機会での学習や啓発活動の充実に努めます。

……

１　身近なことから学ぶまち　（男女共同参画の啓発・情報提供）

基本方針

多様な立場の市民が男女共同参画について自らの問題として捉え、語り合い、理解を深める学習機会の充実に努めるとともに、正確でわかりやすい情報を発信し、身近なことから男女共同参画の視点で取り組むことのできるまちをめざします。

基本施策

(1)男女共同参画の理解促進と活動支援の充実

◇男女共同参画が女性のための施策と受け取られることが多いため、男女共同参画が男性にとっても重要であることの広報・啓発や事業を通じて理解の醸成に努めます。また、ワーク・ライフ・バランスの推進が企業経営にも資することの広報など、企業や事業所への積極的な啓発に努めます。

◇地域での女性の人材の発掘・育成と、意欲と能力のある女性が活躍できる環境の整備を図ります。

(2)各種啓発行事の充実

◇男女共同参画週間（毎年６月２３日から２９日まで）において、男女共同参画社会の形成の促進を図る学習活動や啓発など、各種行事の充実に努めます。

◇配偶者等からの暴力をなくす啓発期間（１１月１２日から２５日まで）において、暴力についての学習活動や啓発など、各種行事の充実に努めます。

(3)情報の提供と交流促進

◇男女共同参画社会の必要性や理解を深めるための適切な情報提供に努めるとともに、市民が身近に学び合い、情報交換できる交流の場づくりに努めます。

重点目標

項　目	現状（H22）	目標指標（H27）
市内事業所への啓発活動 （マニュアル等の配布、講師の派遣等）	イベント等で 啓発資料配布	啓発資料を作成し、従業者数が一定規模以上の事業所に配布

市民の目標

男性

女性の社会参画への理解を深め、協力しましょう。

女性

地域社会や職場において、積極的にリーダーシップを発揮し、参画しましょう。

男女でともに

男女共同参画社会の必要性や理念に関心を持ち、自ら参画しましょう。

【図表】

意識調査結果　各分野における男女の地位の平等感（Ｐ52）

（全国との比較、平成 16 年と 22 年との比較）

図 21　意識調査結果　各分野における男女の地位の平等感（Ｐ67）

２　幼い頃から学ぶまち　　（学校教育・保育の推進）

基本方針

子どもの頃から男女共同参画についての意識や考え方を育めるよう、性別にかかわりなく子ども一人ひとりの個性を尊重し、のびやかな教育と保育の実践に努めます。

基本施策

(1)教職員や保護者への啓発

◇学校教育における男女共同参画に関する教育と生活の指導の必要性について、また、男女共同参画社会を実現するための研修機会の充実など、教職員への啓発に努めます。

◇家庭教育の役割も重要であることから、学校・幼稚園や保育所を通じて、また社会教育等により、保護者への啓発に努めます。

(2)男女共同参画の理解に向けた教育指導の促進

◇次世代を担う子どもたちが個性と能力を発揮でき、将来を見通した自己形成ができるような取組みを進めます。

◇教師の指導方法においても、子どもの発達段階に応じて、早期から男女共同参画についての理解を促進し、社会の変化に対応し個人の希望や能力に応じた職業選択などができるような教育に取り組みます。

◇子ども一人ひとりの個性を尊重し、のびやかな保育の実践に努めます。

(3)教材や遊具への配慮

◇教材や遊具について、性別による固定的な表現や役割に基づいた記述や表現の配慮に努めます。

(4)家庭・学校・地域の連携

◇家庭や地域において、男女児童が互いに尊重し合い共同で社会参加できる男女共同参画社会の土壌を築くため、保護者と学校がともに学び合い、連携できる交流の場づくりに努めます。

重点目標

項　目	現状（H22）	目標指標（H27）
幼稚園・学校教職員への啓発活動 （資料等の配布、講師の派遣等）	イベント等で 啓発資料配布	子どもを対象とした男女共同参画啓発資料を作成し教材として幼稚園・小学校へ配布、教職員の研修機会の確保
保育所職員への啓発活動 （資料等の配布、講師の派遣等）	イベント等で 啓発資料配布	子どもを対象とした男女共同参画啓発資料を作成し教材として保育所へ配布、職員の研修機会の確保

市民の目標

男女でともに

児童の性別による自由な選択や活動を制約する捉え方を見直しましょう。
学校教育や保育における男女共同参画社会の必要性に関心を持ち、自ら行動しましょう。また、家庭生活での家事を子どもとともに分担しましょう。

３　大人こそ学ぶまち　　（社会教育の推進）

基本方針

社会教育、生涯学習の機会を通じて、男女がともに学び合い、すべての人が支え合う男女共同参画のまちづくりをめざします。

基本施策

(1)学習内容と学習機会の充実

◇男女共同参画社会の必要性や男女平等の理念に対する理解を深めるための、講座等の学習内容の充実に努めます。

◇多くの市民が参加しやすいよう、講座等の時間帯や場所について工夫に努めます。

◇生涯学習などにおいて男女ともに学び合うことで、男女共同参画社会への理解と交流の場となる多様な学習機会の充実に努めます。

◇社会教育、社会スポーツなどの市民活動団体のリーダーに対する学習機会の充実に努めます。

(2)男女共同参画の学習と啓発

◇多様な立場の市民が男女共同参画について自らの問題と捉え、理解を深められる学習の機会づくりと啓発に努めます。

(3)男女共同参画社会の実現に向けたリーダーの育成

◇男女がともに尊重し学び合い、支え合うことを実践する地域のリーダーの育成に努めます。

重点目標

項　目	現状（H22）	目標指標（H27）
男女共同参画セミナーの開催	6 回	10 回
人権学習会の開催	9 回	10 回
人権学習会への参加者数	706 人（H21）	1,600 人

（「京丹後市総合計画」との整合）

市民の目標

男女でともに

講座や学習会への積極的な参加と学んだことを実践しましょう。

４　国際的視野に立ったまち　　（国際理解の啓発）

基本方針

男女共同参画社会の実現は、国際社会における様々な取組みと密接に関係しており、男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成に関する基本理念の一つとして「国際的協調」が掲げられています。国際的な相互理解の必要性の高まりに応じ、友好都市交流や国際協力などを通じた国際理解の促進に努めるとともに、男女共同参画の国際的な動向について情報を収集し、提供に努めます。

また、市内に在住する外国人が暮らしやすい環境整備を図ります。

基本施策

(1)国際理解のための学習と情報発信

◇学校教育や生涯学習など、様々な場を通じて国際理解の学習機会の充実に努めます。

◇世界の男女共同参画に関する情報収集に努めながら、適確な情報発信に努めます。

◇市民と在住外国人との相互理解を深めるため、交流事業の実施や外国語の学習機会の提供に努めます。

(2)外国人も暮らしやすい環境づくりの推進

◇異文化理解を促進し、相互の人権尊重を図るため、多言語による情報提供や相談体制の充実に努めます。

◇市内の団体が取組んでいる日本語学習教室の開催や通訳・翻訳ボランティアの発掘・派遣等の活動を支援し、在住外国人が暮らしやすい環境の整備を推進します。

重点目標

項　目	現状（H22）	目標指標（H27）
国際交流・協力事業	7 回	7 回
外国語学習講座の開催	3 講座	5 講座

市民の目標

男女でともに

国際交流活動や国際理解学習に積極的に参加しましょう。居住外国人との交流に努めましょう。

第5章　総合的な取組みの推進

現況と課題

この計画は、市民生活のあらゆる分野における男女共同参画を地域の特性や社会状況を踏まえながら、総合的かつ計画的に進めるためのものです。

これらの施策を効果的に実行するために各部局を横断的に調整する推進会議の充実に努めるとともに、市民・地域・事業者等が互いに連携・協力関係を構築しながら、それぞれの立場での主体的な取組みを積極的に支援していくことが必要です。そのためには、男女共同参画社会に向けた、市民と行政とのパートナーシップを築いていく必要があります。

また、男女共同参画社会の実現に向け、男女が気軽に相談できる窓口体制の整備が必要です。

……

１　新たな視点でまちづくり　（推進体制の強化と施策の推進）

基本方針

男女共同参画社会に向けた市民・地域・事業者等の連携・協力関係を促進するとともに、それぞれの立場で主体的な取組みができるよう推進体制の強化に努めます。また、そのために市民と行政との信頼関係に基づいたパートナーシップを築いていきます。

基本施策

(1)推進体制の強化

◇部局を横断的に調整する推進本部としての京丹後市男女共同参画推進会議及び幹事会の充実に努めるとともに、市民・地域・事業者等の取組みを支援する推進体制の確立と強化に努めます。

(2)施策の計画的な推進

◇各施策については各部局との調整を十分に行いながら、本計画に基づいて計画的かつ効果的に推進します。

◇「京丹後市男女共同参画条例」に基づき、男女共同参画に関する取組みを総合的かつ計画的に推進します。

(3)市民と行政とのパートナーシップの確立

◇ボランティアの人材や女性団体、ＮＰＯ※等の育成支援に努めるとともに、市民・地域・事業者等それぞれの取組みを支援するために、信頼関係とパートナーシップの確立に努めます。

※　ＮＰＯ：非営利団体（Non Profit Organization）自発的・自立的な市民活動に取り組む「市民活動団体」を指す。

２　相談できるまちづくり　（男女共同参画に関する相談体制の充実）

基本方針

男女共同参画社会の実現に向け、男女が気軽に相談できる窓口体制の充実に努めます。

基本施策

(1)相談窓口の充実と個人情報保護

◇男女共同参画社会についての悩みや問題を抱える市民が気軽に相談できるよう、相談窓口の充実を図るとともに広報に努めます。

◇相談者のプライバシーや個人情報については、個人情報保護と守秘義務の観点から厳重な対応に努めます。

(2)相談専門員の育成と利便性の向上

◇市民の多様な相談や悩みに対応できるよう、研修や学習の機会の充実によって、相談員の資質の向上に努めます。また、インターネットを活用するなど、相談窓口の拡充を図ります。

重点目標

項　目	現状（H22）	目標指標（H27）
インターネットを活用した情報提供	検討中	実施

３　交流が活発なまちづくり　　（交流促進・コミュニティ育成）

基本方針

京丹後市独自の男女共同参画推進体制として、まちづくりの様々な機会を通じて活発な交流を促し、ふれあい豊かなコミュニティを育むことによって、市民が自らまちづくりのハーモニーを奏でられるよう支援に努めます。

基本施策

(1)交流を通じた男女共同参画の推進

◇男女共同参画社会のあり方や課題について市民が身近に学び合い、情報交換できる交流の場づくりに努めるとともに、適切な情報提供に努めます。

◇男性のための育児・介護教室や、料理教室など男女共同参画に関わる実践的な学習機会を充実し、男女が互いに学び合い、交流を深める場となるよう、プログラム内容の充実を図ります。

(2)夢や悩みを共有し合える交流の機会づくり

◇ひとり親や障害者、高齢者などが社会的に孤立することなく地域で安心して暮らせるよう、地域住民同士の交流を促進します。

◇仕事と家庭の両立や再就職などについて、業種や年代を超えて女性同士が情報交換できる場づくりに努めます。

◇起業家や起業をめざす市民の情報交換や人脈づくりの場となる機会の創出に努めます。

(3)交流が活発な京丹後市コミュニティの育成

◇各地区間の交流や世代間交流を促し、京丹後市への愛着や連帯意識を高められるよう、市民主体のイベント開催など多様な交流機会の創出に努めます。

◇異文化理解を促進し、在住外国人と地域住民との交流機会の創出に努めます。

◇福祉、環境、防災、まちづくり、地域おこし等の様々な分野において、男女の多様な視点と能力を活かすために、男女双方の参画と促進に努めます。

【図表】

図 22　意識調査結果　男女共同参画社会の実現に必要なこと（Ｐ68）

参　考　資　料

意識調査結果　各分野における男女の地位の平等感

（全国との比較、平成16年と22年との比較）

◎　内閣府、男女共同参画社会に関する世論調査　平成21年10月実施(有効回収率64.8%)
◎　京丹後市意識調査　平成16年10月実施（有効回収率41.3%）、平成22年4月実施（有効回収率39.2%）
※　端数処理の関係上、内訳と合計が一致しない場合があります。

①　家庭生活における男女の地位の平等感

↓全国：平成21年10月実施　↓京丹後市：平成16年10月実施　↓京丹後市：平成22年4月実施

項　目	全　国		京丹後市(平成16年10月)		京丹後市(平成22年4月)	
男性の方が非常に優遇されている	7.8%	男性の方が優遇されている	24.1%	男性の方が優遇されている	16.3%	男性の方が優遇されている
どちらかといえば男性の方が優遇されている	38.7%	46.5%	45.2%	69.3%	45.0%	61.3%
平等である	43.1%	－	13.6%	－	14.6%	－
どちらかといえば女性の方が優遇されている	6.7%	女性の方が優遇されている	6.4%	女性の方が優遇されている	8.3%	女性の方が優遇されている
女性の方が非常に優遇されている	1.7%	8.4%	2.1%	8.5%	2.9%	11.2%
わからない・無回答・不明	1.9%	－	8.7%	－	12.9%	－

※　全国では「平等である」と「男性の方が優遇されている」がほぼ同比率であるが、本市では「男性の方が優遇されている」が「平等である」という回答よりも圧倒的に高い。

②　職場における男女の地位の平等感

項　目	全　国		京丹後市(平成16年10月)		京丹後市(平成22年4月)	
男性の方が非常に優遇されている	15.6%	男性の方が優遇されている	10.8%	男性の方が優遇されている	10.7%	男性の方が優遇されている
どちらかといえば男性の方が優遇されている	46.5%	62.1%	44.1%	54.9%	38.3%	49.0%
平等である	24.4%	－	19.1%	－	22.6%	－
どちらかといえば女性の方が優遇されている	4.4%	女性の方が優遇されている	6.2%	女性の方が優遇されている	5.1%	女性の方が優遇されている
女性の方が非常に優遇されている	0.9%	5.3%	0.4%	6.6%	1.0%	6.1%
わからない・無回答・不明	8.1%	－	19.5%	－	22.3%	－

※　全国と比較して「男性が優遇されている」回答がやや低く、「女性が優遇されている」という回答がやや高めとなっている。

③　学校教育の場における男女の地位の平等感

項　目	全　国		京丹後市(平成16年10月)		京丹後市(平成22年4月)	
男性の方が非常に優遇されている	1.9%	男性の方が優遇されている	1.5%	男性の方が優遇されている	1.4%	男性の方が優遇されている
どちらかといえば男性の方が優遇されている	12.0%	14.0%	8.8%	10.3%	8.8%	10.2%
平等である	68.1%	－	56.5%	－	56.3%	－
どちらかといえば女性の方が優遇されている	3.9%	女性の方が優遇されている	4.5%	女性の方が優遇されている	2.8%	女性の方が優遇されている
女性の方が非常に優遇されている	0.9%	4.8%	0.5%	5.0%	0.4%	3.2%
わからない・無回答・不明	13.1%	－	28.2%	－	30.2%	－

※　全国・本市とも「平等である」という回答が最も高くなっている。

④　地域活動の場（自治会・ボランティア活動など）における男女の地位の平等感

項　目	全　国		京丹後市(平成16年10月)		京丹後市(平成22年4月)	
男性の方が非常に優遇されている	6.5%	男性の方が優遇されている	3.9%	男性の方が優遇されている	4.3%	男性の方が優遇されている
どちらかといえば男性の方が優遇されている	28.2%	34.7%	24.9%	28.8%	22.9%	27.2%
平等である	51.0%	－	36.7%	－	37.9%	－
どちらかといえば女性の方が優遇されている	6.4%	女性の方が優遇されている	11.4%	女性の方が優遇されている	12.6%	女性の方が優遇されている
女性の方が非常に優遇されている	0.6%	7.0%	1.5%	12.9%	1.3%	13.9%
わからない・無回答・不明	7.3%	－	21.7%	－	20.9%	－

※　全国・本市とも「平等である」という回答が最も高いが、全国と比較すると本市では「男性の方が優遇されている」がやや低く、「女性のほうが優遇されている」がやや高くなっている。

⑤ 政治や行政の政策・方針決定の場における男女の地位の平等感

項　目	全　国		京丹後市(平成16年10月)		京丹後市(平成22年4月)	
男性の方が非常に優遇されている	23.7%	男性の方が優遇されている	17.8%	男性の方が優遇されている	14.3%	男性の方が優遇されている
どちらかといえば男性の方が優遇されている	48.1%	71.8%	45.4%	63.2%	39.5%	53.8%
平等である	21.0%	－	16.2%	－	21.2%	－
どちらかといえば女性の方が優遇されている	1.9%	女性の方が優遇されている	1.5%	女性の方が優遇されている	2.4%	女性の方が優遇されている
女性の方が非常に優遇されている	0.3%	2.1%	0.1%	1.6%	0.3%	2.7%
わからない・無回答・不明	5.1%	－	19.0%	－	22.3%	－

※ 全国・本市とも「男性の方が優遇されている」という回答が最も高くなっている。

⑥ 法律や制度の上での男女の地位の平等感

項　目	全　国		京丹後市(平成16年10月)		京丹後市(平成22年4月)	
男性の方が非常に優遇されている	7.8%	男性の方が優遇されている	7.4%	男性の方が優遇されている	7.0%	男性の方が優遇されている
どちらかといえば男性の方が優遇されている	33.5%	41.4%	28.0%	35.4%	27.5%	34.5%
平等である	44.4%	－	36.4%	－	36.5%	－
どちらかといえば女性の方が優遇されている	6.5%	女性の方が優遇されている	7.3%	女性の方が優遇されている	6.5%	女性の方が優遇されている
女性の方が非常に優遇されている	0.9%	7.3%	1.0%	8.3%	1.4%	7.9%
わからない・無回答・不明	6.9%	－	20.0%	－	21.1%	－

※ 全国・本市とも「男性の方が優遇されている」と「平等である」という回答がほぼ同比率であり、同傾向の回答となっている。

⑦ 社会通念や慣習・しきたりなどにおける男女の地位の平等感

項　目	全　国		京丹後市(平成16年10月)		京丹後市(平成22年4月)	
男性の方が非常に優遇されている	18.7%	男性の方が優遇されている	22.4%	男性の方が優遇されている	17.9%	男性の方が優遇されている
どちらかといえば男性の方が優遇されている	53.2%	71.9%	54.1%	76.5%	52.2%	70.1%
平等である	20.6%	－	9.6%	－	9.5%	－
どちらかといえば女性の方が優遇されている	3.4%	女性の方が優遇されている	2.9%	女性の方が優遇されている	2.4%	女性の方が優遇されている
女性の方が非常に優遇されている	0.5%	3.9%	0.6%	3.5%	0.4%	2.8%
わからない・無回答・不明	3.6%	－	10.4%	－	17.6%	－

※ 全国・本市とも「男性の方が優遇されている」という回答が7割以上と、圧倒的に高くなっている。

⑧ 日本(社会)全体における男女の地位の平等感

項　目	全　国		京丹後市(平成16年10月)		京丹後市(平成22年4月)	
男性の方が非常に優遇されている	9.7%	男性の方が優遇されている	11.1%	男性の方が優遇されている	11.1%	男性の方が優遇されている
どちらかといえば男性の方が優遇されている	61.9%	71.5%	63.3%	74.4%	54.2%	65.3%
平等である	23.2%	－	11.5%	－	15.3%	－
どちらかといえば女性の方が優遇されている	3.4%	女性の方が優遇されている	3.4%	女性の方が優遇されている	3.2%	女性の方が優遇されている
女性の方が非常に優遇されている	0.3%	3.6%	0.7%	4.1%	0.6%	3.8%
わからない・無回答・不明	1.6%	－	9.9%	－	15.6%	－

※ 全国・本市とも「男性の方が優遇されている」という回答が7割前後と、圧倒的に高くなっている。

※ 全国と比較して本市では「わからない・無回答・不明」の回答比率が高いため、項目により多少の差異は見られるが、全国・本市ともほぼ同傾向の結果となっている。
※ ともに「学校教育」「地域活動の場」では「平等である」という回答が最も高くなっているが、それ以外の全ての分野で、「男性の方が優遇されている」という回答が依然として最も高く、また「女性の方が優遇されている」という回答に比較して圧倒的に高い結果となっている。
※ 本市においては、前回調査(H16)と比較して全般に男女平等の意識が高くなっている。

ドメスティック・バイオレンス被害者支援体制

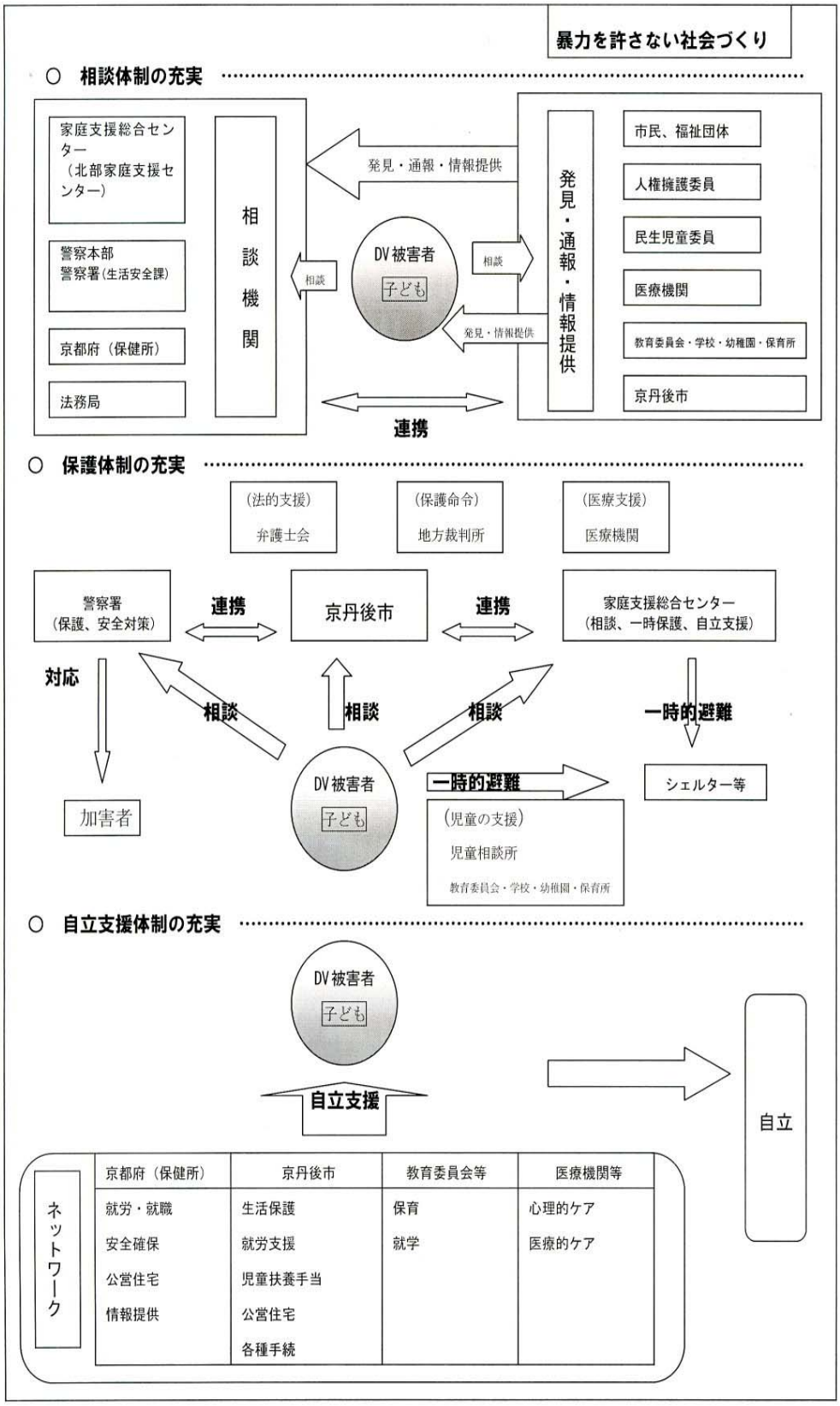

京丹後市男女共同参画条例等制定体制

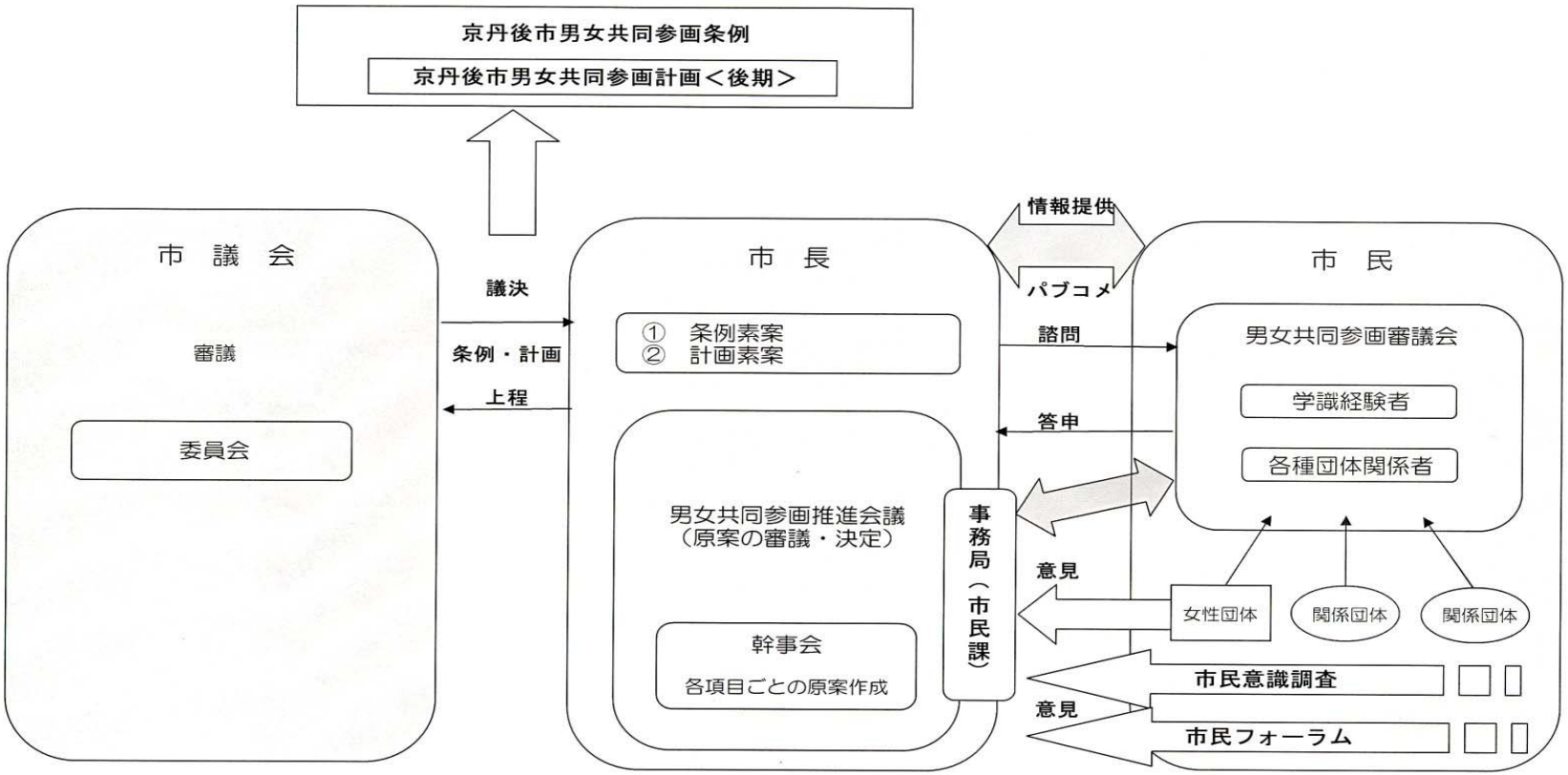

図１

人口と少子高齢化の状況

（市民課住基人口）単位：人、％

調査年	人口	（14 歳以下）	（65 歳以上）	高齢化率
平成 16 年 4 月 1 日	65,822	9,860	17,491	26.6
平成 17 年 4 月 1 日	65,129	9,589	17,536	26.9
平成 18 年 4 月 1 日	64,289	9,307	17,686	27.5
平成 19 年 4 月 1 日	63,521	9,050	17,859	28.1
平成 20 年 4 月 1 日	62,828	8,800	17,988	28.6
平成 21 年 4 月 1 日	62,172	8,500	18,157	29.2
平成 22 年 4 月 1 日	61,592	8,245	18,333	29.8

図２

女性の労働力率

（平成 17 年国勢調査）単位：人、％

京丹後市			京都府	全国
女性人口	労働力人口	労働力率	労働力率	労働力率
28,080	14,878	53.0	48.3	48.4

図３

女性の年齢階級別就業率

（平成 17 年国勢調査）単位：％

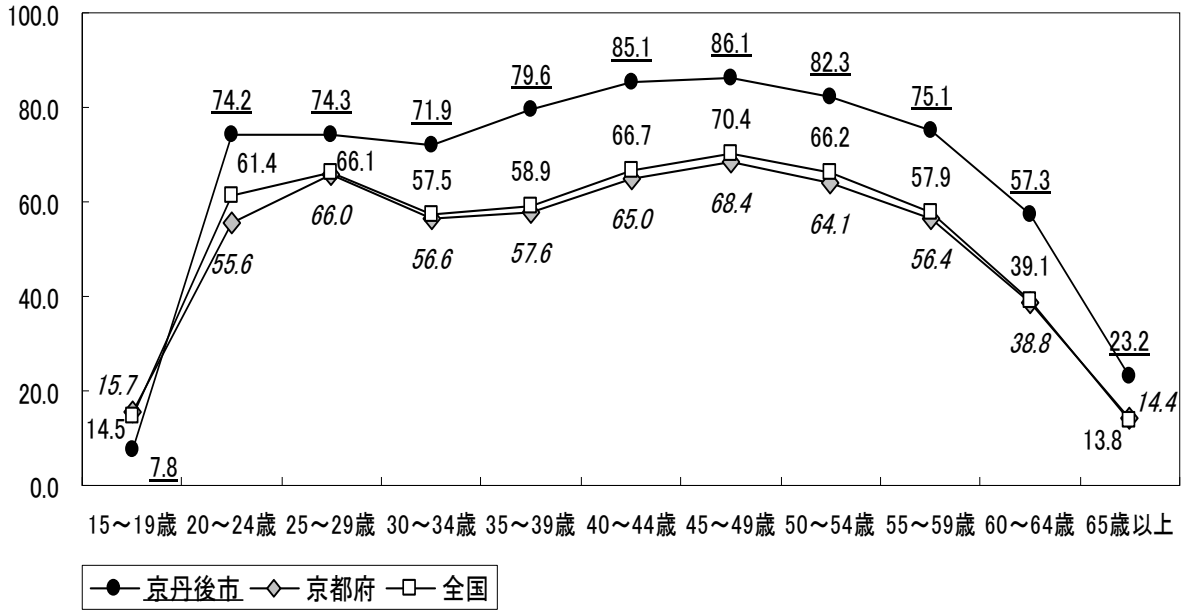

図４

意識調査結果　男女平等の意識

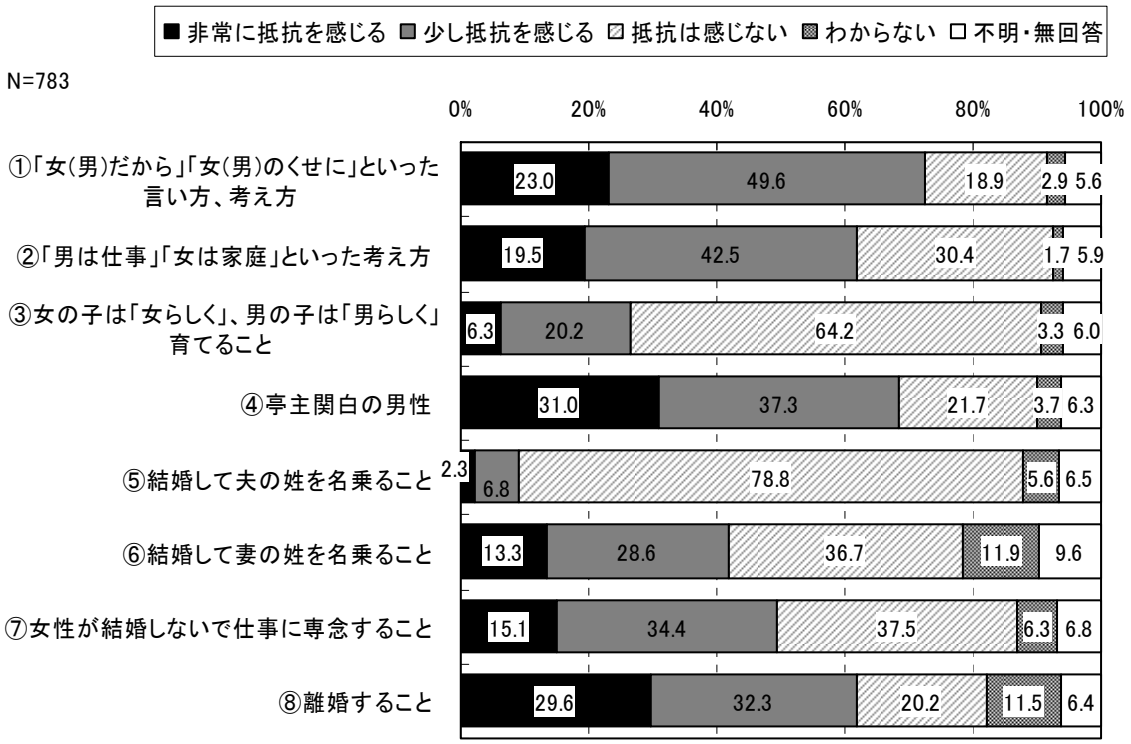

図５

意識調査結果　政策決定の場に女性の参画が少ない理由

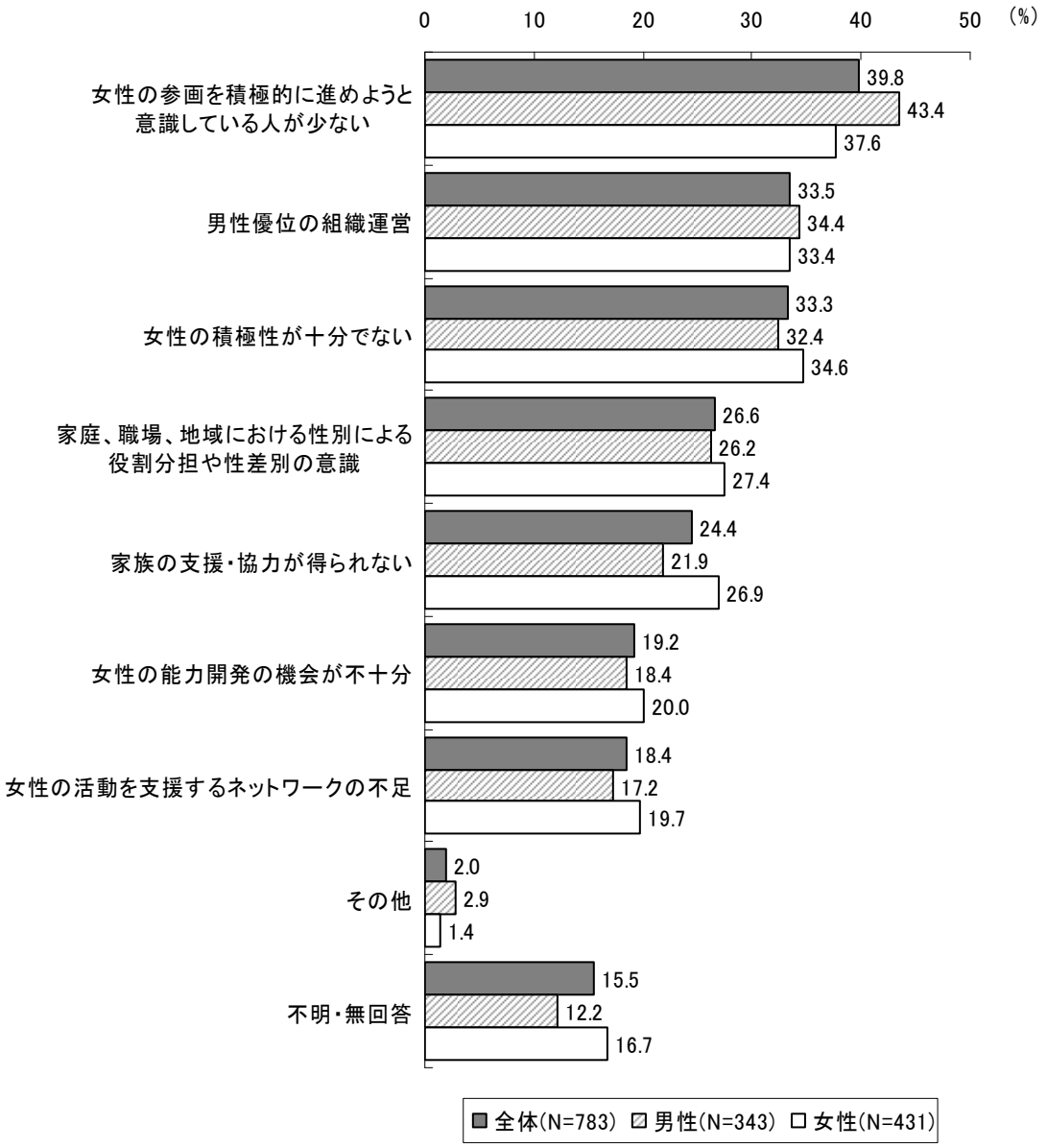

※　図表中における「Ｎ」＝集計対象者総数

図６

意識調査結果　市の委員会等への女性の参画意向

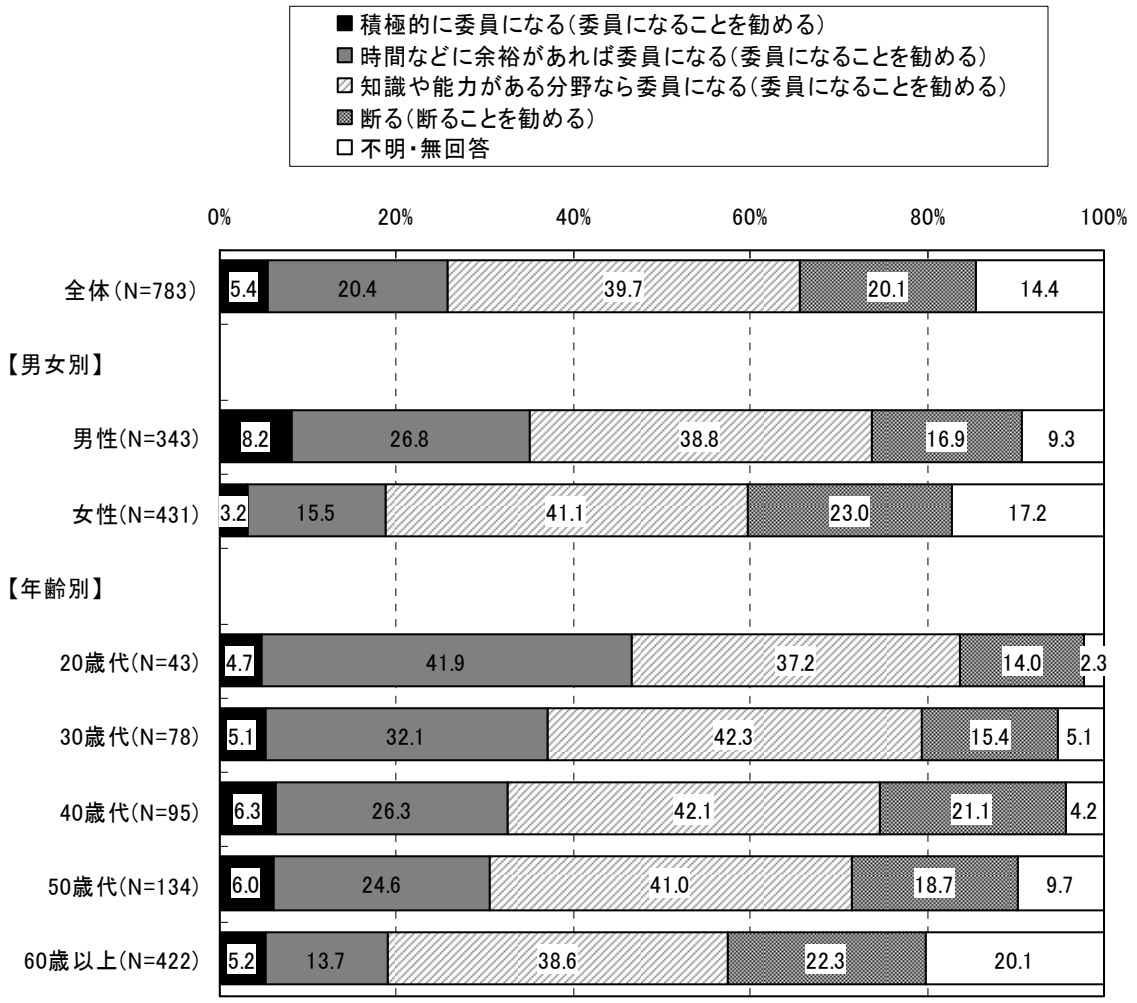

（平成 16 年調査との比較）

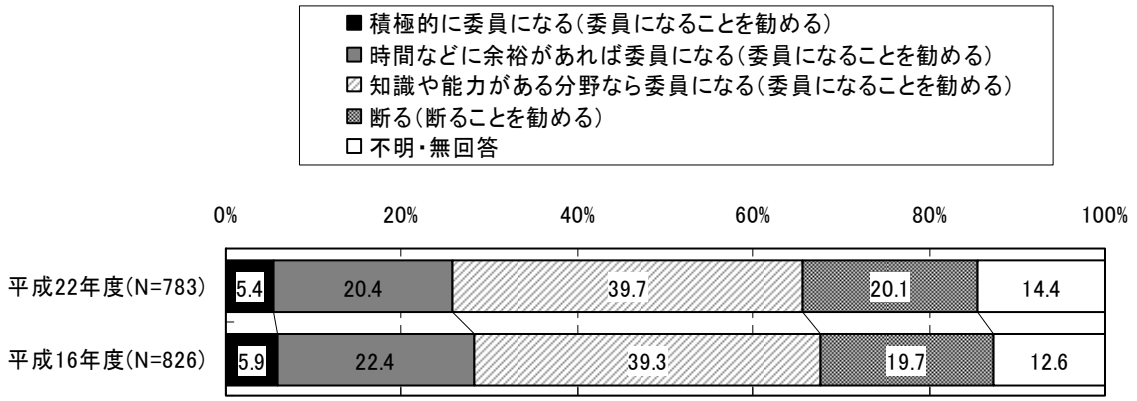

図７

意識調査結果　職場における男女不平等の実態

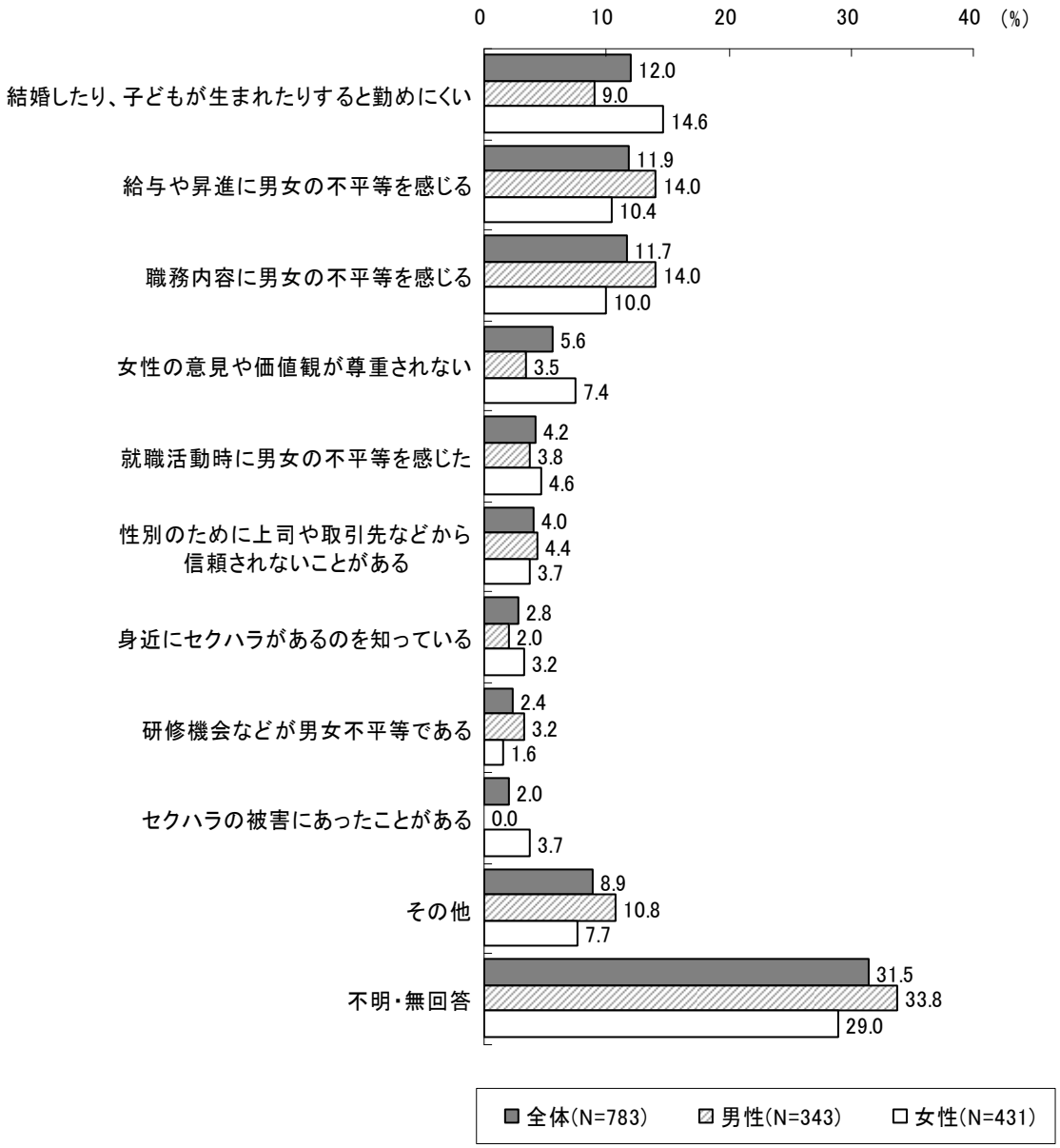

※　「無職」の回答を除く

図８

議会における女性議員の割合

単位：人、％

議員数			※　参考
	うち女性	構成比	京都府議会
24	2	8.3	9.8

（平成 23 年 1 月 31 日現在）

図９

主な審議会における女性委員の割合

単位：人、％

名称		委員数		
			うち女性	構成比
合計		329	87	26.4
環境	京丹後市廃棄物減量等推進審議会	19	10	52.6
健康福祉	京丹後市民生委員推薦会	14	3	21.4
	京丹後市介護認定審査会	24	7	29.2
	京丹後市障害程度区分等認定審査会	5	2	40.0
	京丹後市予防接種健康被害調査委員会	3	0	0.0
子育て教育	京丹後市社会教育委員会議	15	6	40.0
	京丹後市スポーツ振興審議会	12	3	25.0
	京丹後市図書館協議会	10	7	70.0
	京丹後市文化財保護審議会	10	0	0.0
	京丹後市史編さん委員会	11	0	0.0
	京丹後市子ども未来まちづくり審議会	10	5	50.0
安全	京丹後市防災会議	25	2	8.0
	京丹後市交通安全対策会議	19	1	5.3
	京丹後市国民保護協議会	30	4	13.3
行財政	京丹後市行財政改革推進委員会	11	5	45.5
	京丹後市情報公開個人情報保護審査会	6	4	66.7
	京丹後市総合計画審議会	17	6	35.3
	京丹後市自治功労者等審査委員会	7	0	0.0
	京丹後市政治倫理審査会	5	1	20.0
	京丹後市観光立市推進会議	27	5	18.5
産業雇用	京丹後市入札監視委員会	3	0	0.0
	京丹後市工業団地工場用地譲受人審査選考委員会	3	0	0.0
	京丹後市都市計画審議会	19	5	26.3
	京丹後市上下水道事業審議会	9	3	33.3
	京丹後市職員衛生委員会	15	8	53.3

（平成 22 年 4 月 1 日現在　法令、条例等によるもの）

図 10

市職員の管理職に占める女性割合

（分野別）　　単位：人、％

部署		職員数			管理職		
			うち女性	構成比		うち女性	構成比
合計		1,073	538	50.1	246	70	28.5
産業雇用	1 農林水産環境部	44	5	11.4	15	1	6.7
	2 商工観光部	27	5	18.5	9		0.0
	3 農業委員会事務局	5	1	20.0	2		0.0
環境等	1 市民部	44	13	29.5	13	1	7.7
健康福祉	1 健康長寿福祉部	79	53	67.1	17	6	35.3
	2 医療部	7	2	28.6	3		0.0
	3 病院	303	236	77.9	45	22	48.9
	4 診療所	12	8	66.7	2		0.0
子育て教育	1 教育委員会事務局・公民館等	43	10	23.3	14	1	7.1
	2 学校・幼稚園	51	33	64.7	3	3	100.0
	3 保育所	130	128	98.5	30	30	100.0
共同参画	1 市民局	59	20	33.9	17	2	11.8
安全	1 建設部	35	4	11.4	12		0.0
	2 上下水道部	42	4	9.5	11		0.0
	3 消防本部	94		0.0	18		0.0
行財政	1 企画総務部	33	4	12.1	12	1	8.3
	2 財務部	44	7	15.9	13	1	7.7
	3 議会事務局	5	1	20.0	3		0.0
	4 監査委員事務局	3	1	33.3	2	1	50.0
	5 出納室	6	2	33.3	3	1	33.3
	6 秘書広報広聴課	7	1	14.3	2		0.0

（職位別）　　単位：人、％

区分		職員数		
			うち女性	構成比
合計		1,073	538	50.1
管理職	部長級	24	1	4.2
	課長級	83	7	8.4
	課長補佐級	139	62	44.6
係長級		23	4	17.4
主任級		444	209	47.1
係員級		360	255	70.8

（平成 22 年 4 月 1 日現在）

図 11

家族経営協定締結農家数

単位：戸、%

	京丹後市（H22）	※参考　京都府（H21）
戸　数	8	266
農家数	2,788	24,406
構成比	0.3	1.1

（農家数：2005 年農林業センサスによる販売農家）

図 12

意識調査結果　ドメスティック・バイオレンスの経験

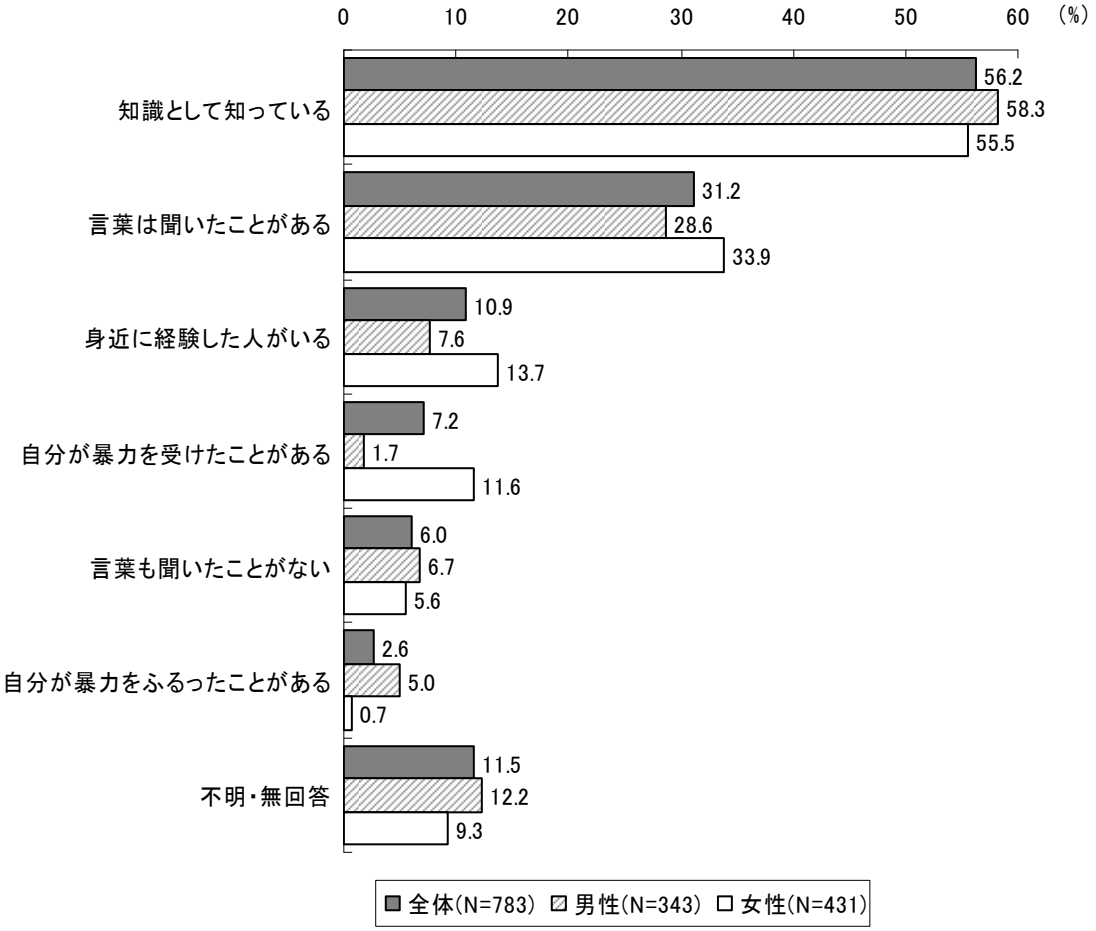

図 13

意識調査結果　ドメスティック・バイオレンスへの対処

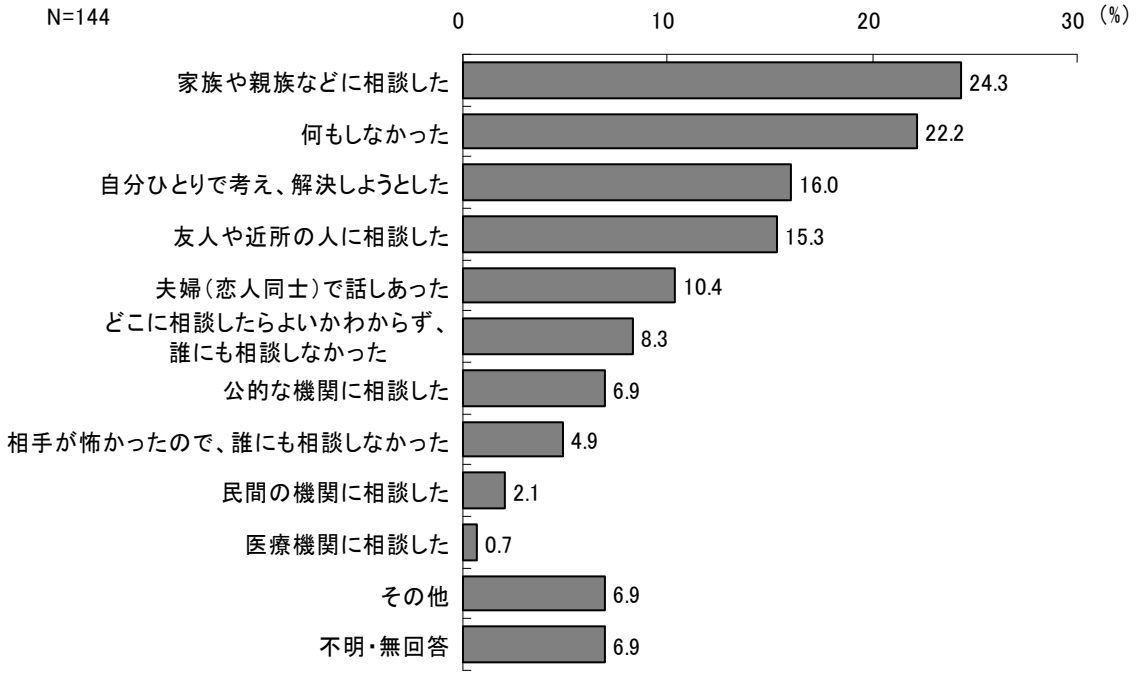

図 14

相談窓口、相談件数の状況

（単位：件）

	相談件数等	備考
地域子育てセンター	181	6 ヶ所設置（主に子育てに関する相談）
家庭子ども相談室	207	平成 21 年度設置（旧　家庭児童相談室）
女性相談	47	月 2 回実施 （内容：ＤＶ34 件、別居･離婚 7 件、義理の親・子関係 3 件他）

（平成 21 年度）

図 15

意識調査結果　平日の仕事・家事労働時間（平成 16 年調査との比較）

就労者平均

	全体		男性		女性	
調査年	平成 16 年	平成 22 年	平成 16 年	平成 22 年	平成 16 年	平成 22 年
仕事	8 時間 30 分	9 時間 02 分	9 時間 06 分	9 時間 58 分	7 時間 54 分	8 時間 13 分
家事	3 時間 06 分	2 時間 44 分	1 時間 18 分	1 時間 31 分	3 時間 18 分	3 時間 13 分

非就労者平均

家事	3 時間 6 分	4 時間 1 分	2 時間 18 分	2 時間 30 分	4 時間 42 分	4 時間 20 分

※　記入者の平均。0 時間や無回答は除く、ここでいう家事には、子育て、介護は含まない

※　非就労者は、学生を除く家事専業、無職

図 16

総合検診の状況

（単位：人、%）

名　称	対象者数	参加者数	受診率	対象者
基本健康診査（20 歳～39 歳）	5,171	1,102	21.3	20 歳以上 39 歳以下の方
基本健康診査(40 歳以上)	23,453	7,240	30.9	40 歳以上の方（※40～74 歳は国保資格のある方）
肝炎ウイルス検診	22,979	654	2.8	前年度までの受診者を除く 40 歳以上の方
結核検診	14,249	4,708	33.0	65 歳以上の方
肺がん検診	18,963	8,370	44.1	40 歳以上の方
胃がん検診	18,963	5,148	27.1	40 歳以上の方
大腸がん検診	18,963	7,441	39.2	40 歳以上の方
子宮がん検診	13,308	3,032	42.2	20 歳以上の女性（2 年に 1 回）
乳がん検診（マンモ併用）	11,858	2,933	48.3	40 歳以上の女性（2 年に 1 回）
前立腺がん検診	11,490	2,192	19.1	前年度異常なしの方を除く 55 歳以上の男性
腹部エコー検診	5,854	1,294	22.1	40・45・50・55・60・65・70 歳の方

※　平成 21 年度　骨粗しょう症検診は終了し、健康教室などで簡易検査を実施

図 17

健康教室等の状況

（単位：回、人）

名称	実施回数	参加者数
メタボ予防教室	11	118
元気なからだをつくる教室	6	101
たばこ教育	5	302
ボディトーク教室	6	117
こころの健康教室	13	266
家族介護教室	10	126
家族介護者交流会	10	229
認知症家族介護教室	6	83

※　平成 21 年度　参加者数は延べ人数

図 18

保育サービスの状況

	現　状	備　考
延長保育の実施箇所	7	峰山保育所、大宮南保育所、網野みなみ保育所、丹後保育所、溝谷保育所、こうりゅう保育所、網野保育所（現状：最大 7:30～19:00、39 人）
低年齢保育の定員数	326	21 ヶ所で実施
一時保育実施箇所	5	峰山保育所、大宮南保育所、網野みなみ保育所、こうりゅう保育所、丹後保育所
放課後児童クラブ実施箇所	10	現状：小学 3 年生までを対象。定員 65 名。峰山、大宮、網野、丹後、久美浜、弥栄、峰山長岡、網野南、大宮周枳、峰山吉原　で実施

※　平成21年度

※　京丹後市認可保育所数：28ヶ所、京丹後市無認可保育所数：6ヶ所

※　放課後児童クラブについては、平成22年度から小学4年生までを対象、実施箇所11（網野北小）

図19

高齢者の主な居宅介護サービスの状況

	現状
ホームヘルプサービス事業所	１０ヶ所
デイサービス事業所	１４ヶ所
デイケア事業所	３ヶ所
ショートステイ事業所	１１ヶ所
居宅介護支援事業所	２１ヶ所

※　平成 22 年度

図 20

障害者の主なサービスの状況

	現状
ホームヘルプサービス事業所	８ヶ所
デイサービス事業所	１ヶ所
ショートステイサービス事業所	６ヶ所
グループホーム・ケアホーム	６ヶ所
知的障害者通所授産施設	３ヶ所

※　平成 22 年度

図 21

意識調査結果　各分野における男女の地位の平等感

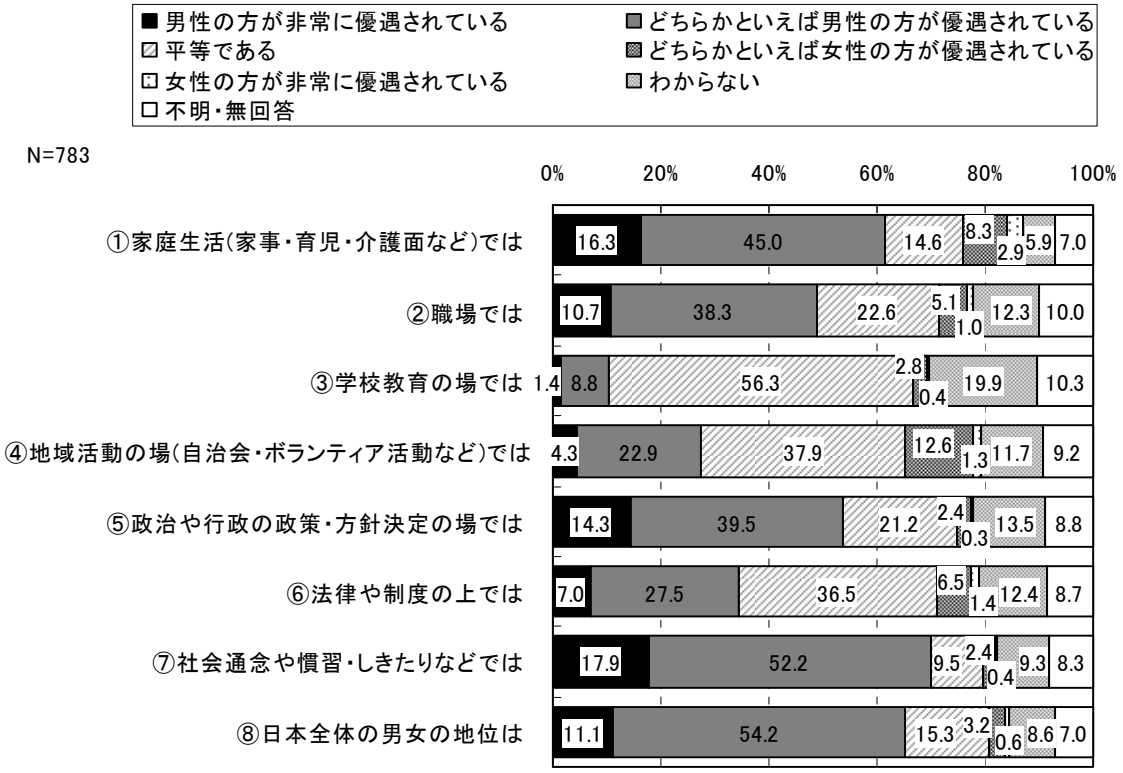

※　全国との比較、平成 16 年調査との比較をＰ52 に掲載

図 22

意識調査結果　男女共同参画社会の実現に必要なこと

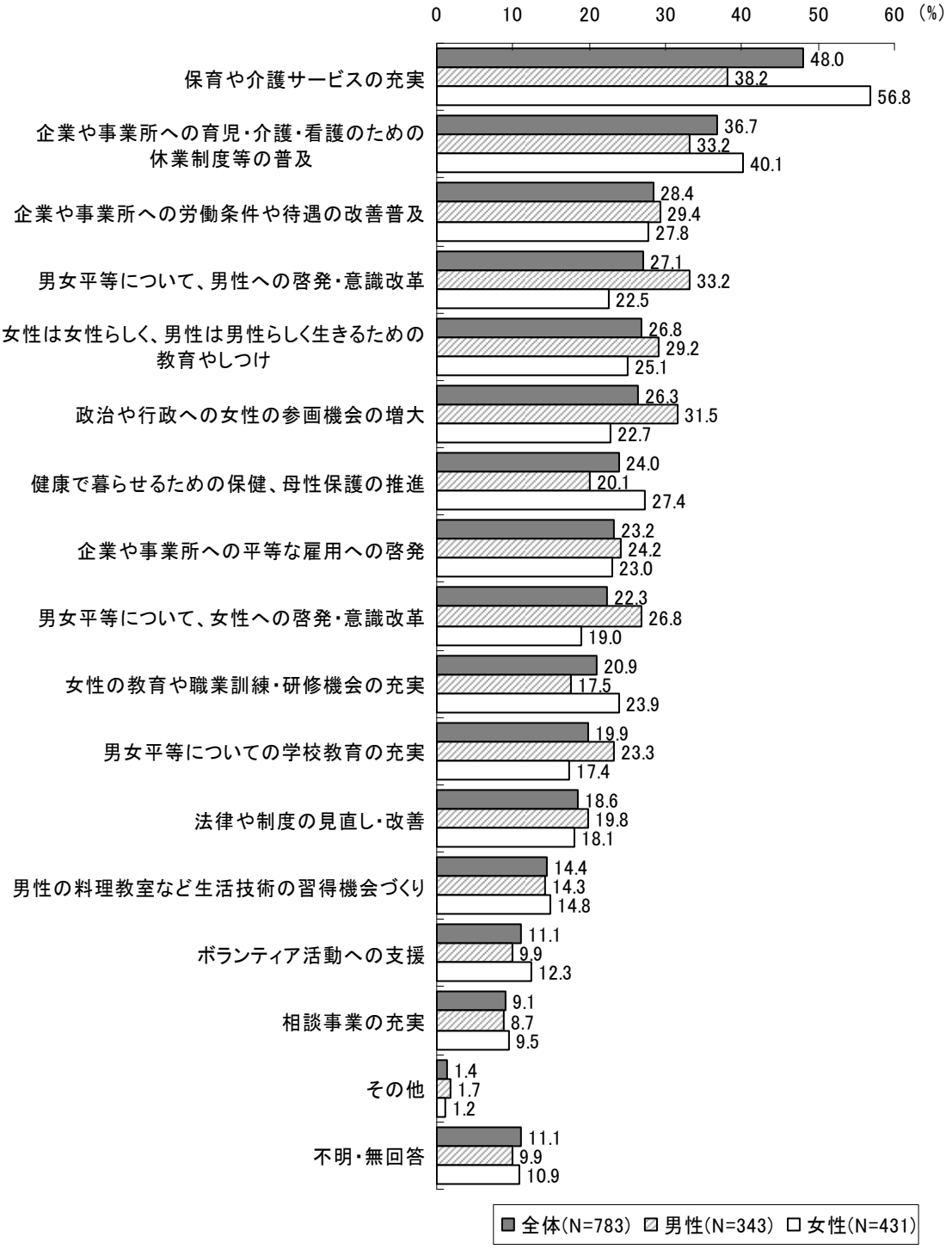

京丹後市男女共同参画条例

目次

前文
第１章　総則（第１条―第１０条）
第２章　基本的施策（第１１条―第２４条）
第３章　京丹後市男女共同参画審議会（第２５条）
第４章　雑則（第２６条）
附則

我が国においては、日本国憲法で個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組が進められてきたが、今なお、男女の個人としての自由な選択及び活動を制約するような意識、制度、慣行等が根強く残っている。少子高齢化の進展及び人口減少時代の到来に伴い、社会経済情勢及び地域･環境の変化に対応していくため、男女が互いの違いを理解し合い、互いを尊重しつつ協力しながら、双方の視点を活かして個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現が求められている。

ここ丹後は、国内でも珍しい女性首長の古墳の存在をはじめ、大和王権の皇后に相次いで奉ぜられた伝説や丹後七姫の伝承が今に伝えられるように、古くから女性が活躍し、また、近世からは女性が基盤産業である丹後ちりめんの担い手となるなど地域の発展に重要な役割を果たしてきたところである。

ここに、私たちは、先人の知恵によって築かれた歴史と文化に学びつつ、市と市民等の協働により、男女の対等な参画を妨げている課題を乗り越え、誰もが持てる力を十分に発揮することができる社会を実現し、もって真に豊かで心の通い合うまちをつくることを決意し、男女共同参画の推進に関する基本理念等を定めた、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、本市における男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者、教育に携わる者及び市民団体の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴男女共同参画　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

⑵市民　市内に居住する者、在学・在勤する者及び市内を活動の拠点とする者をいう。

⑶事業者　市内において、事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

⑷教育に携わる者　市内において、学校教育その他の生涯にわたる教育の分野において教育活動を行う者をいう。

⑸市民団体　市内において、自治会、ＰＴＡその他の住民福祉向上等のために活動を行う団体をいう。

⑹積極的改善措置　第１号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

⑺セクシュアル･ハラスメント　相手の意に反する性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は相手の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

⑻ドメスティック・バイオレンス　配偶者、恋人その他の親密な関係にある男女間での、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

⑼ワーク・ライフ・バランス　誰もが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等の活動について、人生の各段階に応じて自ら希望するバランスで展開できることをいう。

（基本理念）

第３条　男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

⑴個人としての尊厳が平等に重んじられ、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、自立した個人として個性及び能力を発揮する機会が確保されること。

⑵男女の性別による固定的な捉え方を反映した制度及び慣行が改善され、男女が社会活動に制限を受けることなく参画し、多様な生き方が自由に選択できること。

⑶男女が、社会の対等な構成員として、市の政策並びに地域及び民間の団体における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

⑷男女が、相互の協力と社会の支援の下、家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、自らの意思によって職業生活、地域生活その他の活動に対等に参加でき、ワーク・ライフ・バランスが保たれること。

⑸男女が、互いの性についての理解を深め、妊娠又は出産に関し双方の意思が基本的に尊重され、生涯を通じて健康な生活を営むことができること。

⑹男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われること。

（市の責務）

第４条　市は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

２　市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、国及び京都府その他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民、事業者、教育に携わる者及び市民団体（以下「市民等」という。）と協働して取り組むよう努めるものとする。

３　市は、率先して男女共同参画の推進に取り組むとともに、事業者の模範となるよう努めるものとする。

（市民の役割）

第５条　市民は、基本理念に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するよう努めるものと

する。
２　市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）
第６条　事業者は、基本理念に関する理解を深め、事業活動に際して就労環境を整備し、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。
２　事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（教育に携わる者の役割）
第７条　教育に携わる者は、基本理念に関する理解を深め、男女共同参画社会の形成の推進に配慮した教育を行うよう努めるものとする。
２　教育に携わる者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市民団体の役割）
第８条　市民団体は、基本理念に関する理解を深め、運営又は活動に際して男女が共に参画する機会を確保し、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。
２　市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（性別による人権侵害の禁止）
第９条　何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他の行為により男女の人権を侵害してはならない。

（情報及び表現に関する留意）
第１０条　何人も、公衆に表示する情報において、男女の役割の固定的な捉え方並びに性的な暴力的行為を助長し、又は連想させる表現及び男女共同参画の推進に関する施策の妨げとなる表現を行わないよう努めなければならない。

第２章　基本的施策

（男女共同参画計画）
第１１条　市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するものとする。
２　市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、第２５条に規定する京丹後市男女共同参画審議会に諮問するとともに、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。
３　市長は、男女共同参画計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
４　市長は、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて男女共同参画計画の見直しを行うものとする。
５　第２項及び第３項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

（施策の推進体制の整備等）
第１２条　市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための推進体制を整備するものとする。
２　市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、随時、必要な情報収集及び調査研究を行うものとする。
３　市は、男女共同参画の推進に関する活動拠点施設の機能充実を図るものとする。

（財政上の措置）
第１３条　市は、男女共同参画計画に基づく施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（施策の実施状況等の公表）
第１４条　市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を取りまとめ、公表するものとする。

（積極的改善措置）
第１５条　市は、社会のあらゆる分野における活動において、男女の間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民等と協力し、積極的に格差を是正するための措置を講じるよう努めるものとする。
２　市は、附属機関等における委員の委嘱等に当たっては、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

（教育における男女共同参画の推進）
第１６条　市は、学校教育その他の生涯にわたる教育及び学習活動の場において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

（男女共同参画の理解を深めるための措置）
第１７条　市は、男女共同参画に関する市民等の関心及び理解を深めるため、積極的に情報提供及び広報活動を行い、学習機会の充実及び啓発活動に努めるものとする。

（市民等の活動に対する支援）
第１８条　市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を促進するため、市民等との協働に努めるとともに、情報提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（市民等の報告及び表彰）
第１９条　市長は、男女共同参画の推進に関し必要があると認めるときは、市民等に対し、男女共同参画の推進に関する事項について報告を求めることができる。
２　市長は、男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行っていると認められる市民等に対し、京丹後市男女共同参画審議会の意見を聴いて、これを表彰することができる。

（雇用の分野における男女共同参画の推進）
第２０条　市は、事業者に対し、雇用の場における男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報及び学習機会の提供その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（個人で営む事業における男女共同参画の推進）
第２１条　市は、個人で営む事業において、男女共同参画が推進されるよう、情報の提供、相談その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（ワーク・ライフ・バランスの推進）
第２２条　市は、市民が家庭生活における活動と職業生活における活動の両立を図ることができ、地域社会に参加することができるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めるものとする。

（生涯を通じた健康支援）
第２３条　市は、男女が対等な関係の下に、互いの性についての理解を深め、尊重し合い、生涯を通じて心身ともに健康な生活を営むことができるよう、情報及び健診機会の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（苦情の申出等）
第２４条　市民等は、性に基づく人権侵害の相談があるとき、又は市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に対して苦情があるときは、市長に申し出ることができるものとする。
２　市長は、前項の規定による相談及び苦情の申出を受けたときは、必要に応じて、京丹後市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第３章　京丹後市男女共同参画審議会

（京丹後市男女共同参画審議会）
第２５条　男女共同参画を推進するため、市長の附属機関として、京丹後市男女共同参画審議会（以下この条において「審議会」という。）を設置する。
２　審議会は、第１１条第２項、第１９条第２項及び前条第２項に規定する事項のほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項について審議する。
３　審議会は、市長が委嘱する委員１５人以内をもって組織する。
４　男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の１０分の４未満であってはならない。
５　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。 ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第４章　雑則

（委任）
第２６条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附　則

（施行期日）
１　この条例は、平成２３年７月１日から施行する。
（男女共同参画計画に関する経過措置）
２　この条例の施行の際、現に策定されている京丹後市男女共同参画計画は、第１１条第１項の規定により策定された男女共同参画計画とみなす。
（京丹後市男女共同参画審議会条例の廃止）
３　京丹後市男女共同参画審議会条例（平成１７年京丹後市条例第９号）は、廃止する。

京丹後市男女共同参画審議会委員名簿（敬称略）

平成 23 年 1 月現在

会長、委員等	氏　名	備　考
会　長	小西　恭子	京丹後市女性連絡協議会会長
副会長	梅田耕之助	京丹後市社会福祉協議会会長
委　員	芦田　幸夫	京丹後市区長連絡協議会会計
〃	岩見　恵一	京都銀行峰山支店支店長
〃	川澥　明美	京丹後市農業委員会委員
〃	木村　榮子	前京丹後市男女共同参画審議会会長
〃	木本　　博	京丹後人権擁護委員協議会委員
〃	浜野　令子	京都府男女共同参画センター館長
〃	藤井美枝子	京丹後市商工会女性部長
〃	古田きよ美	京丹後市ＰＴＡ協議会家庭教育委員長
〃	増田　明子	京丹後市民生児童委員協議会委員
〃	森本賢一郎	京丹後市小中学校長会連絡協議会会長
〃	安井美佐子	京丹後市連合婦人会会長
〃	行待　佳平	京丹後市商工会副会長
〃	吉岡　聖泰	京丹後市ＰＴＡ協議会会長

男性：７名 ／ 女性：８名

京丹後市男女共同参画推進会議委員名簿（敬称略）

平成 23 年 1 月現在

会長、委員等	職　名	氏　名
会　長	市　長	中山　　泰
副会長	副市長	米田　　保
委　員	教育長	米田　敦弘
〃	会計管理者	和田　道雄
〃	企画総務部長	渡部　貴徳
〃	財務部長	糸井　　錦
〃	市民部長	石嶋　政博
〃	医療部長	金久　和幸
〃	健康長寿福祉部長	上田　弘子
〃	農林水産環境部長	緒方　和之
〃	商工観光部長	中村　基彦
〃	建設部長	大村　　隆
〃	上下水道部長	中西　悦男
〃	教育次長	吉岡喜代和
〃	議会事務局長	田上　　実
〃	消防長	坪倉　　護

京丹後市男女共同参画推進会議幹事会名簿

平成 23 年 1 月現在

所　属	職　名	氏　名
企画総務部企画政策課	課長補佐	竹内　昌明
企画総務部人事課	主　任	溝口　容子
財務部行財政改革推進課	課長補佐	河田　英雄
市民部市民協働課	課長補佐	荻野　正樹
市民部子ども未来課	課長補佐	福尾　昌信
弥栄病院管理課	主　任	吉岡加代子
健康長寿福祉部生活福祉課	主　任	新谷　千歳
農林水産環境部農政課	主　事	谷口あゆみ
商工観光部産業雇用総合振興課	主　任	蒲田　真穂
教育委員会社会教育課	主　任	島貫　博志

事務局

平成 23 年 1 月現在

所　属	職　名	氏　名
市民部市民課	課　長	野村　正彦
市民部市民課	課長補佐	上田　雅彦
市民部市民課	主　任	岸本　裕子

後期計画策定及び条例制定の経過

年月日	会議等	主な内容
平成 22 年 4 月 15 日～30 日	住民意識調査	京丹後市在住の 20 歳以上の男女 2,000 人を無作為抽出し、郵送により実施
平成 22 年 8 月 19 日	第 1 回推進会議幹事会	計画案の研究
平成 22 年 9 月 10 日	第 2 回推進会議幹事会	計画案の研究
平成 22 年 9 月 22 日	第 1 回推進会議	計画見直しと条例制定に向けて説明
平成 22 年 9 月 24 日	第 1 回審議会	委員委嘱、諮問 計画策定の経過、現在の取り組み状況、計画見直しと条例制定の説明 市民意識調査の結果の説明
平成 22 年 10 月 20 日	第 3 回推進会議幹事会	計画案、条例案の研究
平成 22 年 11 月 1 日	第 2 回審議会	計画案のグループ討議
平成 22 年 11 月 4 日	第 4 回推進会議幹事会	計画案、条例案の研究
平成 22 年 11 月 22 日	第 5 回推進会議幹事会	計画案、条例案の研究
平成 22 年 11 月 29 日	第 3 回審議会	計画案、条例案の検討
平成 22 年 12 月 8 日	第 6 回推進会議幹事会	計画案、条例案の研究
平成 22 年 12 月 14 日	第 4 回審議会	計画案、条例案の検討（取りまとめ）
平成 23 年 1 月 11 日	市民フォーラム	講演会開催と併せ、市民から意見聴取
平成 23 年 1 月 20 日	第 5 回審議会	計画案、条例案の検討（確認）
平成 23 年 2 月 10 日～28 日	パブリックコメント	計画案、条例案についてパブリックコメントを実施
平成 23 年 2 月 14 日	京丹後市女性連絡協議会理事会	計画案、条例案について女性団体から意見聴取
平成 23 年 2 月 28 日	第 2 回推進会議	パブリックコメント等を踏まえた計画案、条例案について
平成 23 年 3 月 1 日	第 6 回審議会	パブリックコメント等を踏まえた計画案、条例案について 答申案について
平成 23 年 3 月 7 日	答申	京丹後市男女共同参画計画＜後期＞の策定及び京丹後市男女共同参画条例の制定について答申（会長、副会長）
平成 23 年 7 月 1 日	後期計画策定 条例制定	京丹後市男女共同参画計画＜後期＞策定 京丹後市男女共同参画条例制定

京丹後市男女共同参画計画＜後期＞
～デュエットプラン２１～

平成 23 年 7 月

作成：京丹後市市民部市民課
〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷 889 番地
TEL 0772-69-0210　FAX 0772-62-6716
E-mail shimin@city.kyotango.lg.jp